

衆議院 外務委員会 議 録 第 二 号

平成二十九年三月八日(水曜日)
午前八時三十分開議

出席委員

委員長 三ツ矢憲生君

理事 黄川田仁志君

理事 土屋 品子君

理事 長尾 敬君

理事 寺田 学君

今津 寛君

小淵 優子君

熊田 裕通君

島田 佳和君

武井 俊輔君

辻 清人君

山田 美樹君

吉良 州司君

真山 祐一君

足立 康史君

新藤 義孝君

中山 泰秀君

小熊 慎司君

濱地 雅一君

小田原 潔君

大野敬太郎君

佐々木 紀君

鈴木 隼人君

津島 淳君

松島みどり君

石関 貴史君

渡辺 周君

笠井 亮君

玉城デニー君

外務大臣

外務副大臣

防衛副大臣

法務大臣政務官

外務大臣政務官

外務大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(法務省人権擁護局長)

政府参考人

(外務省大臣官房儀典長)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(外務省大臣官房参事官)

政府参考人

(外務省領事局長)

政府参考人

(防衛省大臣官房審議官)

政府参考人

(防衛省防衛政策局次長)

政府参考人

(防衛省統合幕僚監部総括

官)

外務委員会専門員

辻本 頼昭君

辰巳 昌良君

眞臣君

岡 眞臣君

土本 英樹君

能化 正樹君

小泉 勉君

小野 啓一君

四方 敬之君

飯島 俊郎君

委員の異動

三月八日

辞任

大野敬太郎君

岡本 三成君

同日

辞任

津島 淳君

眞山 祐一君

同日

理事岡本三成君同日理事辞任につき、その補欠

として濱地雅一君が理事に当選した。

三月七日

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第二一〇号)

は本委員会に付託された。

三月七日

日米地位協定の抜本的な改定等に関する陳情書

(那覇市泉崎一)の(一)翁長俊英(第四〇号)

米海兵隊A1H1Z攻撃ヘリコプターの伊計島

不時着に関する陳情書(沖縄県うるま市みどり

町一の一)島袋俊夫(第四一号)

二月二十一日

相次ぐ米軍機の重大事故に対する意見書(沖縄

県北谷町議会(第一九七一号)

沖縄でのMV-22オスプレイの不時着水事故に

関する意見書(神奈川県相模原市議会(第一九

七二号)

核兵器禁止条約の締結を求める意見書(滋賀県

甲賀市議会(第一九七三三号)

核兵器廃絶に向けた具体的行動を求める意見書

(奈良県三宅町議会(第一九七四号)

地域経済の振興と地方自治の尊重を阻む懸念の

ある国際協定の締結等に対し、慎重であること

を求める意見書(東京都武蔵野市議会(第一九

七五号)

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレ

イの配備の即時撤去を求める意見書(岩手県奥

州市議会(第一九七六号)

米軍による軍事訓練事故再発防止を求める意見

書(高知県土佐清水市議会(第一九七七号)

米軍普天間飛行場所属のMV-22オスプレイの墜

落事故に関する意見書(那覇市議会(一九七八

号)

米海兵隊MV-22オスプレイ墜落事故及び胴体

着陸事故に対する意見書(沖縄県うるま市議会

(第一九七九号)

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV-22オスプレ

イの墜落事故に対する意見書(沖縄県北谷町議

会(第一九八〇号)

米軍人による道路交通法違反事件に対する意見

書(沖縄県北谷町議会(第一九八一号)

米軍人による道路交通法違反事件に対する意見

書(沖縄県北谷町議会(第一九八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第二一〇号)

国際情勢に関する件

○三ツ矢委員長 これより会議を開きます。

理事の辞任についてお諮りいたします。

理事岡本三成君から、理事辞任の申し出があり

ます。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三ツ矢委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、そのように決しました。

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいた

します。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきまし

ては、先例によりまして、委員長において指名す

るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三ツ矢委員長 御異議なしと認めます。よつ

て、そのように決しました。

それでは、理事に濱地雅一君を指名いたしま

す。

○三ツ矢委員長 次に、国際情勢に関する件につ

いて調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房儀典長嶋崎郁君、大臣官房審議官相木俊宏君、大臣官房審議官宮川学君、大臣官房参事官大鷹正人君、大臣官房参事官飯島俊郎君、大臣官房参事官四方敬之君、大臣官房参事官小野啓一君、大臣官房参事官小泉勉君、領事局長能化正樹君、内閣官房内閣審議官永井達也君、法務省人権擁護局長長本修君、防衛省大臣官房参事官土本英樹君、防衛政策局次長岡真臣君、統合幕僚監部総括官辰巳昌良君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三ツ矢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○三ツ矢委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小熊慎司君。

○小熊委員 おはようございます。民進党の小熊慎司でございます。

まず、北朝鮮の過日の弾道ミサイルの発射は大変許しがたい暴挙であり、これは、この周辺地域、東アジア地域のみならず、世界に対しての大きな脅威となっているところでもありますし、こうした冒険主義を許すということは、今後、世界の平和に大きくマイナスの影響を与えるということで、適正に対処をしなければならぬところであります。

この中で、政府においても、アメリカ、また韓国との連携をしながら対応していくということでもありますが、昨年十一月に採択された国連での安全保障理事会決議に基づく北朝鮮に対する新たな制裁措置は、中国が制裁の履行が十分なために北朝鮮の核ミサイル開発をとめられていないという側面も生じているところであります。

そこで、政府においては、さまざまな外交ルート、または国連等を通じて中国政府に働きかける、北朝鮮への対応は、それは直接的な対応もありますし、同盟国であるアメリカ、また韓国と

いったところとの連携もありますけれども、やはり中朝関係ということを考えれば、中国政府に対するアプローチが必要だということでもあります。これまでもそれはやってきたところだというのは認識をしています。しかし、それでも効果が上がっていないかということでもありますから、今後、中国政府に対して、北朝鮮に対する対応を強く働きかけなければいけないところであるというふうに思いますが、今後の対応をお伺いいたします。

○岸田国務大臣 委員御指摘のように、安保理決議の実効性を確保する上において、中国の役割は大変重要なものがあると思います。国連安保理の常任理事国であり、六者会合の議長国であり、北朝鮮との貿易額の九割を占めているのが中国であります。こうした中国の役割は大変重要であると思っております。

そして、御指摘の昨年十一月の安保理決議、決議二二二一号との関係でいいますと、昨年十二月の中国による北朝鮮からの石炭の輸入、これは、この安保理決議二二二一号の定める上限を上回るものであると認識をしています。

そして、二月の十七日に、ドイツのボンにおきまして日中外相会談を行いました。その際に、王毅外交部長に対して、中国の責任ある常任理事国としての建設的な対応を求めるとともに、安保理決議の遵守の重要性について一致をし、引き続き連携をしていくことを確認いたしました。そして、その後、二月の十八日ですが、中国は、同決議の履行のため二〇一七年末までの間北朝鮮産石炭の輸入を暫定的に停止する、こうしたことを発表したと承知をしています。

こうしたやりとりはありますが、引き続き、決議の履行につきましては、国連安保理のもとに北朝鮮制裁委員会が設けられています、そしてその下に専門家パネルが設けられています、こうした枠組みを通じて履行の実効性をしっかりと確認していくということになっておりますので、こうした枠組みもしっかりと活用しながら、中国を初め関

係国がこの安保理決議二二二一号を含む累次の決議をしっかりと履行し、実効性が確保されるよう努力を続けていかなければならないと考えます。

○小熊委員 これまで政府も中国に対して強く要請してきたことは、今御説明のあったとおりでありますけれども、たびたびこのミサイル発射という事象を考えれば、さらなる新たな対応ということも考えないと、有効性という意味では足りないのではないかとこのように思っています。

そういう意味では、これまでどおりの努力だけではなくて、これからまたしっかりと中国政府に北朝鮮に当たってもらうこともやっていかないと、二月にもやってまた三月にもやっていくわけですよ。いろいろな対応をしながらですよ、国際社会がやっていながら。結局それが効果的になっていないというまた一つのあらわれでもありますから、今回の発射は、さらなるまた対応が必要になってくるというふうに思いますが、そうした検討はいかがですか。中国政府に働きかけも今までどおりではなくて、さらにまた働きかけをしていくという対応については、しなければいけないというふうに思っています。再度答弁をお願いいたします。

○岸田国務大臣 まず、今日までの累次の安保理決議、そして我が国を含む関係国の独自の措置による北朝鮮に対する制裁は、北朝鮮の厳しい経済状況を考えますときに、これは一定の成果が上がっていると思っておりますが、さらなる挑発行動が行われているということを考えますときに、引き続き、北朝鮮への対応というもののについてどうあるべきなのか、真剣に考えていかなければならないとは認識をいたします。

今回の弾道ミサイルの発射を受けて、我が国としましては、米国、韓国とともに安保理の緊急会合の要請を行い、恐らく八日には緊急会合が開かれることになると思います。この会合を通じてしっかりとメッセージを発出することをまず考えたいと思いますが、何よりも大事なことは、累次の安保理決議の実効性をしっかりと確保するこ

と、これが何よりも大事であると考えます。そして、その上で、北朝鮮の対応をしっかりと見きわめた上で、何が最も効果的なのか、北朝鮮側から建設的な態度を引き出すためには何が最も効果的なのか、こういった観点から検討を続けていくべきであると考えます。

○小熊委員 日米韓というのはある意味対外的な話になってくると思いますし、根本的には、やはり中国がどう北朝鮮に対応していくかということが大きな比重を占めるというふうに思いますので、ぜひとも中国政府に対する働きかけというのは、現実起きていることをしっかりと見きわめながら、働きかけはそれ々に応じて効果の上がる形で今後も続けていってほしいというふうに思います。

一方で、こうした北朝鮮との緊張関係にありながら、拉致問題というのを解決に向けて停滞させるわけにはいかなければなりません。こうした緊張関係にある中でこれを解決に進めるということは大変難しい状況になってしまっていると言わざるを得ませんが、今のこの状況下において拉致問題をどう解決に向けて進めていくのか、改めてお伺いをいたします。

○岸田国務大臣 拉致問題は、我が国の主権、そして我が国の国民の生命と安全にかかわる重大な問題であり、国の責任において解決すべき課題であると認識をいたします。そして、北朝鮮による拉致の発生から長い年月がたつ中で、もはや一刻の猶予も許されない、こうした認識を政府としても強く持つております。

御指摘のように、北朝鮮をめぐるましてはさまざまな動きがあり、さまざまな挑発行動も続けられていくわけですが、拉致問題の重要性に鑑み、政府としましては、引き続き、対話と圧力、行動対行動の原則のもとで、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注する決意であります。そして、あわせて、そのために国際社会、関

係国との連携も重要であるということで、先日の二月十日の日米首脳会談におきましても、両首脳間で拉致問題の早期解決の重要性について一致を、共同文書、文書という形では初めて首脳間で確認するというところもさせていただきまし、その後、ドイツのボンにおきまして、日米韓の外相会談を開催し、拉致問題の重要性について指摘をさせていただき、韓国、米国の理解と協力を求め、そして両国から支持を得た、こうしたやりとりも行っているところでもあります。

引き続き政府としてしっかりと取り組んでいきたいと考えます。

○小宮委員 こうした点についても中国政府に強く働きかけるといことが必要だというふうに思っています。

この北朝鮮問題については、この後の渡辺委員または吉良委員が触れますので、次の話題に移ります。

南スーダンのPKOについてでありますけれども、これについては、これまでも予算委員会等で稲田大臣に対してさまざまな質疑が行われてきたところでもありますけれども、ある意味、稲田大臣以上に見聞、経験、またすばらしい若宮副大臣においては、この日報の報告なり説明なりがこれまでというふうに行われてきたのか、改めてお伺いいたします。

○若宮副大臣 過分なるお褒めの言葉をいただき、恐縮いたしておりますが、私は大臣の部下でございますので、改めて御認識いただければと思っております。

御質問にお答えをさせていただきます。

今御指摘ありましたこの南スーダン派遣施設隊の日報にかかわる経緯につきまして、私も、本年の一月の二十七日、大臣が事務方から報告を受けた日と同じ日に別途報告を受けてございます。

南スーダンの情勢につきましては、防衛大臣と全く同じタイミングで説明、これは随時でございますけれども、その日の日程が多少違いますので、全く同じ瞬間で同じ時間かと言われますと、

そこまで全く一緒というわけではございませんが、定期的に毎日報告を受けていることには全く変わりないところでございます。

特にまた、重要な事象が発生したような場合には、当然、事務方の方から大急ぎで緊急の対応ということで報告が入るような形になってございいます。

また、昨年、今この日報の問題で話題になっておりますところの、七月のジュバにおけます武力衝突事案の際には、今委員も御指摘いただきましたように、私はそのときも副大臣を仰せつかったございました。省内に開かれた関係の幹部会議、また南スーダンの派遣施設隊長とのテレビ会談を実施させていただきましたが、当時は中谷大臣が大臣でおられましたけれども、中谷大臣とともに、そこにも同席をさせていただきまして、また適時、事務方からも報告を受けているような状況でございます。

また、さらに、私自身もこの一月に現地、南スーダンには行ってまいりました。みずから参りまして、キール大統領、またタバン・デン第一副大統領、それからまたマニャン国防大臣、さまざまな方々にお会いさせていただきました、またUNMISSの方の幹部とも懇談をさせていただきました、情報交換をさせていただいておりますが、現地情勢につきましましてはしっかりと把握の上、防衛大臣をしっかり補佐してまいりたい、このように考えているところでございます。

○小宮委員 一月二十七日に報告、多少時間はずれたとしても、大臣と同じ日に報告を受けたというところでもあります、この日報の問題というのか、資料開示請求とかがあったのは昨年の話ですね。そのときに、副大臣はそういった状況を把握しておられましたか。これは大変重要な案件だなというところで、大臣とやりとりはありましたか。

ある意味、今ほど言ったとおり、別にお褒めの言葉でも、事実として、若宮副大臣の能力からすれば、これはやはり大臣と協議してしっかりと状況を把握しなきゃいけないんじゃないかというこ

とを、若宮副大臣なら発想したんじゃないですか。昨年からの日報の問題は出ていますよね、この資料開示請求とか。どうい問題意識を持ちましたか、そういうときに。

○若宮副大臣 今委員が御指摘のように、昨年の十二月の十六日に、稲田大臣の方から、日報の廃棄について説明を受けるということがございました。私自身が、実際、この説明を聞きまして、確かに、一月の二十七日の日に事務方から報告を受けてございます。

本来ならば、確かに、その十二月の十六日のときにあわせて報告を受けるのが望ましかったということは、もうおっしゃるとおりであろうかというふうにも思っておりますが、その点につきましても、私の方からも事務方には、しっかりと報告をするようにということで指導いたしましたところでもございます。

それからまた、例えばその経緯につきまして、この日報というものが、もう委員御承知のとおりだと思っておりますけれども、実際には用済み廃棄という扱いの書類でございますものから、その後の状況というものが、もちろん、当時の七月の状況は、先ほども申しましたように中谷大臣の時期のお話でございますので、私自身も、随時、その都度都度は報告を受けておりますのですが、その日報の問題につきましましてというのが、多少ちよつと時間があいたというところは否めないもので、これについては十分に注意してまいりたいというふう

に考えているところでございます。

○小宮委員 これは、予算委員会等でも質疑になりましたけれども、非常に重要な問題ですから、若宮副大臣ともあろう人が軽く考えてもらっては困るわけですよ。

残念ながら、稲田大臣の答弁に関しては、我が党としても、またほかの党の方々の質問にしても、なかなか安定的でないところを考えると、副大臣としてはしっかりと支えてもらわなきゃいけないところであって、そういう意味では、問題意識をしっかりと持っていたかなきゃいけな

いという意味では、この一月二十七日に説明を受ける前からいろいろな動きがある中で、これはしっかりと、副大臣としても意識高く取り組まなきゃいけないところでありましたし、ある意味では、さまざまなこれまでの質疑の中でも御指摘のあったとおり、シビリアンコントロールそのものの意義にもかかわる問題でもありますから、これは、大臣が安定的でないがゆえに、副大臣の役割というのはさらに力を入れてやっていただかなければいけないというところがありますので。

これは、日本の問題に端を発して、さまざまな問題も出てきましたし、また、PKOのあり方、南スーダンのPKO派遣については是非も含めて、これまで以上に副大臣、対応しなきゃいけないというふうに思うんですよ、受け身ではなくて。日報はない、廃棄だって言っているながら、また、やったら出てきましたとか、こういう状況も生まれているわけですよ。非常に大きな問題ですよ。

副大臣、もっと問題意識を持って、今後対応しなきゃいけないと思えますよ。大臣の国会答弁、もう不安定ですから。副大臣、もう一度答弁を。

○若宮副大臣 今、委員が御指摘のとおり、私もしっかりと大臣をサポートしてまいりたいという気持ちには変わりがございません。また、随時、もちろん日報問題に限らず、日ごろから稲田大臣とは実際に、もちろん事務方も入れ、あるいは公務だけで話し合う、あるいは打ち合わせをする、ミーティングをするという機会というのは随時設けてございます。これはもう省内でも、別に、時間を決めてとか定期的にというわけではなく、必要とあればいつでもという形でコミュニケーションをとらせていただいているところでもございいます。

委員の御指摘の点も十分承知をいたしてございいますので、私も積極的に、これからさまざまな課題について前向きに取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○小宮委員 ぜひ、シビリアンコントロールの根

幹が問われている案件だというふうに思いますので。若宮さんが大臣だったらもう少し安定的だったのかもしれませんが、稲田さんが大臣であります。

私としては、民主党政権時代に派遣した南スーダンのPKOではありますが、派遣した当時と現在では大きく背景も変わっているということにおいては、これは今後も、派遣については判断をしつかりとしていかなければいけないということだというふうに思います。

そうした意味では、副大臣、より一層積極的にやっていたら、日本の安全保障、また日本の防衛、また国際貢献という重要な案件でもございまして、遠慮せずに、誰のために働くかという、大臣の補佐をするんですけれども、その目的は国家、国民のためですから。下手に遠慮して、日本の防衛がおろそかになることのないようにしつかりと、若宮副大臣、もっと実力ある方なんです。ぜひ、実力不足の否めない大臣を支えるというのは大変なことだと思いますけれども、より一層、御精励をさせていただきますことを御期待申し上げて、次の質問に移ります。

後は副大臣、結構でございます。

○三ツ矢委員長 では、若宮副大臣、御退席いただいて結構です。

○小熊委員 次の質問に移りますけれども、国際組織犯罪防止条約について、今、これも予算委員会の中で、法務大臣の答弁で予算委員会もいろいろ荒れてまいりましたけれども、そもそもこの条約の本来の目的について、まずお伺いをいたします。

○岸田国務大臣 国際組織犯罪防止条約、TOC条約ですが、この条約、テロを含む幅広い国際的な組織犯罪を一層効果的に防止するための国際的な枠組みであります。

本条約を締結することによって、テロ組織の資金源となっている犯罪行為にも対処することが可能となり、テロの根本を断つこともできます。さらに、テロを含む国際的な組織犯罪に対し、その

着手前に未然に対処することもできることになり、こうした意義をこの条約は持っている認識をしております。

○小熊委員 私の認識では、最初はパレルモの、いわゆる通称パレルモ条約は、テロというものが前面に出ているよりも、マフィアとかの、そうした、越境していく広域的な非合法組織に対する対応のために結ばれたというふうに認識をしているところでありますけれども、その点についてはいかがですか。

○岸田国務大臣 この条約は、まず二〇〇〇年に採択されたわけですが、その前、起草段階においても、国際的な組織犯罪とテロ活動の間に強い関連性があるという認識のもとに議論が続けられてきました。起草段階の経緯を見ますと、対象犯罪を列挙しようとする作業も行われたわけですが、その中にテロ犯罪というものが明確に位置づけられていた、こういった経緯も承知しております。そして、二〇〇〇年に条約が採択されたわけですが、この採択されました二〇〇〇年の十一月に行われました国連総会決議においても、国際的な組織犯罪とテロ犯罪との関連性が增大しており、本条約がこのような犯罪行為と闘うための有効な手段である、こういった指摘がされていますし、さらに言いますと、二〇一四年の国連安保理決議、そして累次のG7、G8の成果文書においても、繰り返し、テロ犯罪とこの条約の関連性を指摘した上で、関係国に対して締結を促していく、こうしたことが国際社会の中で行われてきました。

よって、起草段階から、そしてその後の条約の取り扱いにおいても、この条約とテロ活動、テロ犯罪との関連性はしっかりと認識をされた上で今日に至っているところと承知をしております。

○小熊委員 テロも入っていないとは私も言いませぬけれども、そもそも発想が違ったというか、出発点は、マフィアのマネーロンダリングとかそれをどうしようかということから始まっているというふうに思いますし、また、九・一一以降、

そういったものを逆にやはりやっていかなきゃいけないという国際世論というのが出てきたということ、そういうものも包含するところではあります。また、これまでは私も否定するところではありましたが、これまでのさまざまな質疑、予算委員会等の質疑を見ると、テロということで、オリピックもあるし、やらなきゃいけないという、何となく、おどしという言葉を使うのは適当ではありませぬが、そういった形で冷静な議論が欠けてきているなというふうに、残念ながら思っています。

そこで、この条約締結の義務は、共謀罪もしくは参加罪のどちらかを処罰すべきところと規定してあって、あえて共謀罪の方を選択した理由についてお伺いをいたします。

○井野大臣政務官 条約についてでございますけれども、第五条一において、組織的な犯罪に効果的に対処するため、重大な犯罪の合意または組織的な犯罪集団の活動への参加、そのいずれか一方または双方の犯罪化を締約国に求め、義務づけられてございます。

参加についてでございますけれども、これは、参加者が組織的な犯罪集団の犯罪活動に積極的に参加する行為だけでなく、組織的な犯罪集団のその他の活動に積極的に参加する行為についても犯罪化することを義務づけられております。後者のような、特定の犯罪行為と結びつかない行為を犯罪化するとは我が国の法制になじまないと考えられ、慎重な検討が必要であるのではないかとこのように考えているところでございます。

他方、合意についてでございますが、特定の犯罪の實行を合意することの犯罪化を義務づけしておりますが、我が国では、一定の犯罪について、実行の着手前の共謀または陰謀が独立の犯罪として既に構成要件として存在しております。

そういった点から含めると、現行法制との親和性が合意の方が認められるのではないかとこのこととあります。そういった観点から、我が国の現行法制との親和性を考慮して、重大な犯罪の合

意を犯罪化することを選択し、現在検討しているところとさせていただきます。

○小熊委員 本来的には、条約の目的を達成するために、犯罪防止にどちらが有効であるのか、そしてどちらがより国民の権利を侵害しないのか、侵さないのかという点を一義的には考慮して選ばなきゃいけないんですね。法整備の難しさとかじゃなくて、目的達成のため、法整備によって目的が有効であるということの効果考えた上でこつちを選びましたという答弁を私は期待していました。

あと、問題は、配付資料にも法務省のホームページがありますけれども、今言われた第一条の上の部分には共謀罪か参加罪ですと書いてあるんですけれども、タイトルが、共謀罪の創設が条約上の義務だと決めつけているんですね。下ではちゃんとどちらかですと書いてあるんですよ。タイトルで共謀罪が義務というのは、間違った情報発信になりませんか。

○井野大臣政務官 タイトルが義務というのか、我々としては、条約上、合意または参加罪は当然義務づけられておりまして、そういったことの、我が国においてこういった法整備ができていないためにまだこういったTOC条約を批准できていないというふうに考えているところでございます。

○小熊委員 済みません、私の質問が悪かったのかもしれないですけれども、

これは事実を書いているだけですよ。我が国の法整備がこうしますということじゃなくて、この条約ではこういうことですよとなっている。タイトルに共謀罪が義務であることについては、これは日本の政府の対応じゃなくてこの後の条約の説明なんですから、事実ですよ、そこは足りていないでしようという話ですよ、共謀罪だけで。この条約が義務としているのは共謀罪と参加罪のどちらかですよということを書かなきゃいけないんじゃないの。下で書いてあるんですから。日本のとるべき立場を主張しているホームページ

ジじゃないですよ。この条約の条文について説明しているもので、共謀罪が参加罪のどちらかが義務ですよと言っているわけですから、タイトルはそういうふうにしなきゃいけないんじゃないのという話です。

○井野大臣政務官 失礼いたしました。

我々が考えているのは、説明ぶりとしてちょっと至らない点があったかもしれないけれども、法案が条約上の義務に應えるものであるという趣旨で、こういった記載をしているところでございます。

○小熊委員 至らなかつたと言いましたけれども、日本がどう対応するかということがいいとか悪いとか言っているんじゃないんです。これは条文の説明なんです。国民にとっても、日本の政府が共謀罪をやらなきゃいけないところがある悪いという話じゃなくて、国民に説明しているわけですね、条約の説明を。日本の政府の立場とか考え方がなくて、条約の説明なんです。足りていないでしょう。

○井野大臣政務官 御指摘の点を踏まえて、しっかりとそういったホームページ等の表示等については検討していきたいと思っております。

大変恐縮なんですけれども、このホームページの取り上げていただいたものが過去の法案をベースにして記載しているところでございます。小熊先生の御指摘を踏まえて、より情報発信等には気をつけていきたいというふうに思っております。

○小熊委員 過去のといっても、これは現在のホームページです。これは過去のホームページ、現在のホームページでしょう。至らないと先ほど認められましたから、これは直しますか。至らないというのは、検討じゃない。至らないというふうにならなければ直すべきですけれども。

○井野大臣政務官 先ほどもお話し申し上げたとおり、廃案になった法案について記載が残っています。

たいうところでもございましたので、その点も踏まえて検討をしたいと思いますというふうに思っております。

○小熊委員 これは、今のホームページでしょう。ウェブ上に、過去に残っちゃっているのが残っているの、私が探したのは。これは今のホームページかどうか、ます。

○井野大臣政務官 済みません。過去の法案についての説明が、今のホームページに現在も残っているということでございます。

○小熊委員 であるならば、そもそも専門家の間でも、この共謀罪、参加罪が義務であるということ、これは違う形でできるという、日弁連の方々が指摘もしているというのがありますし、そういう意味では、過去のいっても、これは現在のホームページですから、先ほどは至らないというので認めましたから、これは直すということでしょう。直すんですね。

○井野大臣政務官 省に持ち帰って、早急に検討してまいりたいというふうに思っております。

○小熊委員 いや、検討より、今、至らないというのを認めましたね。至らないというのを認めたことは訂正しませんね。至らないということではないんです。このホームページが。

○井野大臣政務官 表題について適切かどうかというところも含めて、疑義があるということで御指摘をいただいたものですから、そういった点を含めて、持ち帰って検討してまいりたいというところで御理解いただければと思います。

○小熊委員 至らないと言われましたから、これは、検討とかじゃなくて、しっかりと直すということでも答弁を求めたいというふうに思います。どう直すかは、それは検討しなきゃいけないんでしょう。でも、直すということについては、これは約束をいただきましたと思います。

○三ツ矢委員長 答えられますか。

井野法務大臣政務官。

○井野大臣政務官 過去のものについてでございますので、これを今すぐどうこう、更新ということ

とも、適切なかどうかということも含めて、一度情報発信したものでございますので、そういったものを含めて検討をさせていただいて、また省内で訂正すべきところがあれば訂正させていただきますというふうに思っております。

○小熊委員 過去のものであるからと。いや、そちらが載っているものだからね、現在。過去載っている今載っていないものを出してきているわけじゃないですか。過去のなんだからそんな指摘されても困るみたいな答弁ですけども、これ、載せているのは法務省ですよ。これは、しっかりと直して。ちょっとまた先に議論を進めますけれども。

これは、大臣の答弁もあれですが、政務官もこうした答弁が揺れ動いているということで、大変なこれは、やはり共謀罪についてはしっかりと今後も議論していかなければいけないんですけれども。

そもそも、過去において、過去の法案は違うとはいえども、条約の解釈については先ほど大臣が条約の本来的な意味を言いましたけれども、条約に関しては、犯罪、罰則などという国会答弁がずっと続いていたわけでしょう、過去の審議の過程では。今回削るということですけども、というのであれば、この条約の解釈を今の政府においては変更したということですか、大臣。

○岸田国務大臣 まず結論から申し上げますと、条約の解釈は変わっておりません。

今日まで、TOC条約の国内担保法につきましては、国会に三度御審議をお願いしてきました。そしてその際に、一般の方々が対象となるのではないかなど、さまざまな御指摘をいただき、結果として国会の御承認をいただけなかった、こういった経過がありました。

そこで、政府としましては、一般の方々が対象になるのではないか、こういった指摘に対して、一般の方々が対象にならないということをより明確にすることができないかということを検討し、結果として、TOC条約第五条にオブションとし

て幾つか認められている内容があります、そのオブションを活用して犯罪の主体を組織的な犯罪集団に限定する、こういったことを行うことによつて一般の方々が対象にならないというのをより明確にすることができないか、こういった検討を行った次第であります。

この主体を特定化することによつて結果的に対象犯罪が絞り込まれることにつながるかどうか、こういった検討を今行い、法案を準備しているという次第であります。

○小熊委員 過去の政府答弁は、犯罪の内容に応じて選別することは条約上できないと言っているんですね。今回、半分以上に絞り込みますけれども。今大臣つらつらと説明されましたが、犯罪の内容に応じて制約すること、選別することは条約上できないということですから。ここは変わっていないんですね。

○岸田国務大臣 過去の議論においては、TOC条約第五条、この本体を引用し、そしてそれに基づいて法案を用意し、その中で、内容においては絞り込むことはできない、こういったことを説明させていただいたと承知をしています。

そして、先ほど申し上げました理由から、一般の方々がこの対象にならないことをより明確化することはできないか、こういった検討を行い、TOC条約第五条のオブション部分を使うことによって対象を絞り込む、こうした作業を行ったわけでありまして。そして、その結果として対象法案の数を絞り込むことができないかどうか、こういった検討を今行い、法案の準備を行っている、こういった次第であります。

○小熊委員 何度もこれは出てきていて、今言われたような発想というかアプローチというのは、当時、優秀な政治家もいた優秀な役人たちもいたのに、犯罪の内容によつて選別はしていないんだけれども。今言われた努力で半分以上に対象を絞れたということでありまして。

では、過去においてはそういうアプローチがなかったということですね。選別はしていない、犯

罪の内容に応じて選別していることにはなっていないということでもよろしいんですね、今回、半分に絞り込んで。

過去の答弁では、犯罪の内容に応じて選別することは条約上できないというのが条約の解釈です。この解釈は変わっていないというわけですから。選別にならないということではないですね、絞り込んで。

○岸田国務大臣 政府としての対応ですが、過去の国内担保法の制定に当たっては、対象を団体としていました。その中で、この法案の数を絞り込むことは難しいということを説明させていただいたと承知しております。

今回、TOCC条約第五条のオブションを活用することによって対象を絞り込む、組織的な犯罪集団というものに絞り込むことによって結果として対象犯罪の数を絞り込むことができないか、こういった検討をさせていただいている、これが今の政府の対応であります。

○小熊委員 だから、それはやはり条約の解釈変更だということに思いますよ。過去における答弁書は、犯罪の内容に応じて選別することは条約上できないと、だから絞り込まなかったんですよ。今回は絞り込みました。

選別できないというって絞り込まなかったんです。選別できるということとは、これは条約の解釈変更じゃないんですか。それがいい悪いじゃなくて、解釈を変更してやるということじゃないんですかという確認なんです。

ちょっと時間がないので次に行きますけれども。

また、これは、テロ等準備罪といながら条文に書き込まれていなかったのを、与党の検討の中でテロというのを入れるということになったように、と聞いておりますけれども、そもそも、テロ、これは条文に書き込む以上、テロの定義って何ですか。改めて聞きますけれども。

○三ツ矢委員長 答えられますか。
井野法務大臣政務官。

○井野大臣政務官 お尋ねのテロ等準備罪についてでございますけれども、現時点でちよつとまだ成案が得られていない段階で、テロという文言が入るかどうかも含めて今検討段階でございますので、その点はちよつと、現時点でまだお答えができませんという状況でございます。

○小熊委員 条文に入るかどうかはまた別として、テロの定義は何ですか。

○井野大臣政務官 我々がお答えできるところでございますけれども、特定秘密保護に関する法律の第十二条の二項にテロリズムという文言が入っております、その定義、あくまでこの法律による定義になりますけれども、「テロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。)」このように特定秘密の保護に関する法律では定義をされております。

○小熊委員 時間が来たのでやめますけれども、これはやはりまだまだしつかりと議論していかなければいけないわけでありまして、先ほど言ったように、テロに対してはしつかり日本も対応していかなければなりませんけれども、テロ防止になるような、国際犯罪防止になるような有効なものは何なのかということをしつかり議論したいと思っております、その上で、国民の権利も侵害されない一番有効なものは何なのかということを議論していかなければならぬというふうに思います。

きよの答弁では非常に残念なところもありましたし、またホームページについてはしつかりと適正な対応をしていただきたいというふうに思います。

質問が残つてしまいましたが、岸田大臣におかれては、将来の総理とも呼び声高いところでありますけれども。

日米外交について質問しようと思つていましたが、日米は日本外交の基軸であることは言うまでもありませんが、そもそもその前提というか根底

には、人権や自由、民主主義といった普遍的な価値観を共有している、まさにそういうことで安倍外交もやってきたはずでありますけれども、トランプ政権においては、国内外ともにそうしたものに疑義を挟まざるを得ないような政治的な行動をとっている部分もありますから、日本外交としては、日米同盟を強化していくこともさながら、やはりそうした価値追求のために言うべきことは言っていくということが真の友好国、同盟国であるかと思つたので、へつらうような、そうした外交でないことをぜひ、岸田大臣、そこはしっかりとしているはずですから、安倍総理にしっかりとそういった部分を貫いていくように言つていただいて。

次の総理を狙いたいからといって、遠慮することなくやっていくことが、国民がどう思うかです。安倍さんがどう思うかばかり気にしないで、岸田大臣のしつかりとした外交努力を望んで、質問を終わります。

ありがとうございます。

○三ツ矢委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 おはようございます。引き続き、質問をさせていただきます。

ちよつと通告の順番と違いますけれども、今、ちよつと小熊議員がテロのことをお話しされてしまったので、外務省、外務大臣に伺いたいんですが、今のマレーシアと北朝鮮の状況、あれこれ言うまでもなく、金正男氏がマレーシアの空港であのような形で殺害をされる、これは日本政府の見解としてテロか否かということについて、日本の外務省はどのように見解を持っているか、まずそのことを伺いたいと思います。

○岸田国務大臣 御指摘の金正男氏殺害事件ですが、我が国としまして、大きな関心を持って注視をしております。

ただ、具体的にどのような事件であつたのか、今、マレーシア政府として捜査を続けております。捜査の途中でありまして、その捜査の中身、さらには事件全体の判断について、我が国の

政府の立場から何か申し上げるのは、まだ控えないかならないかと考えます。

引き続き注視をしていきたい、このように考えます。

○渡辺(周)委員 もちろん、関係者がまだマレーシアの国内にいて、それに報復する形で、北朝鮮も、マレーシア人の大使館にいると見られる関係者とその家族は出国を今とめているということですね。ちよつと推移を、やはり我々は大変な関心を持って、後の質問にも関係するものですから、冒頭伺つたんですが。

では、今回、金正男という人間が殺害されたということは、これは本人、金正男であることは日本政府も認めているかどうかということが一つ。

それから、その詳細は別にして、空港という公の場で、他国の関与、つまり北朝鮮が首謀者であるということはマレーシア政府もあるいは韓国も言っているわけですが、日本も政府もその見解に立っているということではないのか、その二点。

それから、空港のような公の場でこういう行動をとるということ、VXガスというふうに言われていますが、こういうものがやはり公共の場で使われたということは、これはテロじゃないか。これは一つ間違えたら、本人のみならず、殺害された対象の金正男以外、当然その周辺にいた人間にも、我々はあの思まわしいサリン事件を思い出すわけなんですけれども、どれだけの人間がひよつとしたらあのような犠牲になつていたかわからないということを考えれば、この行為ということにしても、これはテロではないかと思うんですが。

まず、先ほどの二つの質問にあわせて、これは一般論でも結構です、こういうことに関しては、日本の政府はどう、あるいは外務大臣はどう考えているか、ぜひ、後の質問にも関係しますから、お答えをいただきたいと思つています。

○岸田国務大臣 まず、殺害されたのが金正男氏であるということについては、我が国として、マレーシア政府の発表を受けとめて、そのように認

こういう書き方をされると実は非常に不安になるわけでございます。防衛省が発表をしたお知らせ、あるいは第一報なのに、模様です、模様ですと。お知らせは二枚あります。一つで、「本日四時三十四分ごろ、北朝鮮西岸の東倉里付近から、四発の弾道ミサイルを東方向にほぼ同時に発射した模様です。」云々と書かれていて、もう一枚の紙にも、「そのうち三発が我が国の排他的経済水域

あと二点目の、事前に兆候等を把握していたのかどうかという観点でございますが、北朝鮮のミサイル発射に関する動向につきましては、防衛省といたしましては、平素から重大な関心を持って情報収集、分析に努めておりますが、個々具体的な情報の内容につきましては、収集能力というものの方が明らかにするため、大変恐縮でございますが、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

今回は日本にとって奇襲だったのか、あるいは織り込み済みだったのか。ましてや、G S O M I A が締結された後に初めてこういう大きな事案が起きるわけでございますので。今回、特に船舶や航空機に被害はなかったということで、ほんとと胸をなでおろすんですけれども、もし事前にある程度わかっていたら、このエリア内の、当然、航空機であるとか、あるいは漁船やその他輸送船等々のいろいろな船舶に対して注意を呼びかけることができたけれども、今回はそれがなかったと私は認識しています。

それから、今回は男鹿半島の西側に、EEZ内に落下をした。しかも今回は、一直線上の半径一キロメートル以内に落下した。精度が相当高い。つまり、狙ったところに着弾をさせているという

ことを考えると、相当な命中精度になったということ。一回で同時に多発できるようなシステムを持ったということ、あるいは命中精度もそう。そして、そういう意味では、まさに今申し上げた奇襲能力というんですね。

ここで、ちよつと防衛省に確認します。

固定式の発射台だったのか移動式の発射台だったのか。あるいは、固体燃料だったのか液体燃料だったのか。液体燃料に比べれば固体燃料の方が当然注入時間は短くて済むわけですから、さつき申し上げたような宇宙空間から察知されるようなことのリスクも、北朝鮮側からしたら低減できるわけでごさいます。つまり兆候を感知することでもできるんですが、そういう意味で、総理の言う新たな脅威というのは一体何を指して脅威と言っているのかということは、防衛省はどのように分析をしていますか。

○土本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、委員御指摘の第一点目の、どういう形で撃ったかという点につきましては、現時点ではまだ分析中ということで、さまざまな情報をもとにして、現時点では分析中ということでござい

ます。二点目の……(渡辺(周)委員)新たな脅威ということは、何をもってして新たな脅威と総理は言ったのかということ、防衛省はどう分析しているんですか(と呼ぶ)

失礼いたしました。

○三ツ矢委員長 答えられますか。

○土本政府参考人 大変申しわけございませんでした。

新たな脅威という観点に關しましては、今回、北朝鮮は四発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、いずれも約千キロ飛翔して、そのうち三発は日本海上の我が国排他的経済水域内に落下したものと見られます。

北朝鮮は昨年、三年から四年ごとに行っていた核実験をわずか八カ月の間に二回強行し、弾道ミサイルも年間では過去最多となる二十発以上を発

射しました。核兵器は小型化、弾頭化を実現した可能性があり、弾道ミサイルも技術的信頼性の向上や新たなミサイルの開発を追求しているものと見られます。

政府といたしましては、このような北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発や運用能力の向上が、昨年来、我が国を含む地域及び国際社会に対する新たな段階の脅威になっていると認識しており、今般の弾道ミサイル発射は、北朝鮮がこうした新たな段階の脅威であることを改めて明確に示したものであると考えております。

御指摘の総理の御発言は、このような政府の認識を示したものと承知しております。

○渡辺(周)委員 それで、もう一つ、さつき聞いたのは、移動式の発射台なのか固定式の発射台なのか。それから、液体燃料か固体燃料だったかということについてはどうですか。そこまで防衛省は分析は進んでいますか。

○土本政府参考人 大変恐縮でございしますが、現在分析中というところでございます。

○渡辺(周)委員 いずれにしても、たび重なるミサイル発射によつて性能は向上していると。命中精度というものも、昨年に引き続いて、E E Z内に落下したのがもう三回目ですね、そういう意味では、ある程度狙ったところに、狙った時間に撃てるのかな。まさに奇襲ですね。先ほど、船舶も飛行機に対してもその警告なりは事前に発していなかったということを考えれば、日本としては、いつどこでやるのかということについては正直わかっていなかったんだらう。奇襲されたんだらう。

これまでは、大体韓国筋が何から、近く弾道ミサイル発射の兆候があるとか、大体、事前に、やや情報漏れしていた。最近はそのようなものもなく、突然、寝耳に水のような形で、本当に北朝鮮がこういう弾道ミサイルを発射できるようになってきた。つまり、相当な脅威になってきたんです。

ここで外務省に伺いたいんですけれども、こ

でまた、いつものとおり、北京の大使館ルートを通じて嚴重に抗議した、厳しく抗議したというんですけれども、当然、我が国としては容認できない、国連安保理決議違反だ。何か、そんなことを言ったら、我々がもう何回繰り返して同じことを言っても、残念ながら、北朝鮮にしてみれば、全然、意に介さない。

北朝鮮は、こういうたび重なる抗議に対してどういうリアクションをしてきたんですか、そのたびに北京の大使館ルートという。その点についてはどうなんでしょうか。

もはや、何度同じことをやっても実効性が無い。彼らにしてみると、エスカレートしているわけですね。我々がとってきた外交レベルによる抗議行動というのは、もう全然、残念ながら、彼らにとっては痛くもかゆくもなく、当然のことながら、新しい脅威にまで、どんどんどんどん高みに来ているということを考えれば、次なる手だてを打たなきゃいけないと思うんですが、実際、抗議ということの限界ということは、大臣、感じませんか。いかがですか。

○岸田田務大臣 抗議ということについては、我が国の立場や考え方をしっかりと明らかにするということ意味で、これはやらなければならぬ、これは重要なことであるとは認識をしております。

ただ、それで十分かということについては、だからこそ、国連安保理決議の履行や、そして我が国独自の措置、さらには米国、韓国の独自の措置、こうしたさまざまな措置の実効性を確保することが重要になってくるということだと認識をしております。

しっかりとした抗議の意を明らかにする、さらに言うと、国連安保理においても、先ほど、今回の北朝鮮のミサイルの発射に關しましてプレスステートメントが発出されたというメモが今入ってきましたが、こうした国際社会の意思を明らかにすることは大事であります、あわせて、具体的な措置の実効性を確保するべく努力することが重要であると認識をいたします。

○渡辺(周)委員 これまでも、米韓合同の軍事演習があると、そのたびに反発して、日本海に向けて、今回のような、短距離あるいは中距離のミサイルを発射する。もうアメリカにも韓国にも、今回新たに名指しされた、いわゆる在日米軍部隊を打撃するための北朝鮮の打撃部隊なのだというところを、きのうはあえて名前までつけてやったわけなんですけれども、最も直接的に脅威としてやはり考えなきゃいけないのは我が国なんですね、これは物理的に。

米韓合同軍事演習が行われているのに、日本海に向けて、E E Zに飛ばしてくる。一つ間違えて飛び過ぎたら、これは日本の当然領海内にも入ってくるわけでごさいますし、万が一、日本船舶や日本の航空機とぶつかるようなこと、衝突するようなことになったら、これは大変な大事事になっているということでござい

ます。実際、ですから、あわせて、このミサイル発射あるいは核実験もあります。決議の一六九五、それから決議の二〇九四、一六九五から一七一八、さまざまな、これまで資産凍結あるいは要人の往來の禁止といった形での制裁をしてきているんですけど、実際、この制裁というものは、今のこのエスカレートしていく北朝鮮の行動を見ていると、実効性はなかったんじゃないか、残念ながら。制裁が本当にきいているのかと思ったら、もう甚だこれは効果がなかったのじゃないかと思わざるを得ないんですけれども。

確認ですけれども、日本のこれまでこの国連決議に基づいて行ってきた資産凍結の総額、これは幾らですか。

○四方政府参考人 お答え申し上げます。ただいま御質問のございました日本の資産凍結でございますけれども、これまでの資産凍結の対象となっている資産の総額は、約四百五十万円でござい

ます。○渡辺(周)委員 これは、事前にちよつと財務省にも聞いたんですけれども、同じ額ですね、四百四十九万六千九百七十七円相当。これは、外為法

に基づいて、三つの北朝鮮系の企業を対象にしたんですけれども、三つありまして、例えば、一つが八十三万円、もう一つは十一万円、一番大きいところが三百五十四万円ということなんですけれども。こんなことで四百五十万円。制裁という額からすると甚だ小さな額なんです。そういう意味では、話にならないんじゃないか。

もう一つ伺いたいんですけれども、金正日の料理人という方がよくテレビや本なんかにも出てきて、このたび、北朝鮮の平壤市内で何かラーメンショップか日本料理屋を始めた。たしか日本人の渡航自粛というのは、これは政治家でも行き来している人はいますけれども、実際、向こうで商売を始めるということが宣伝されているわけです。

これは日本政府は確認しているのかどうかということ、では、平壤でこういう、例えばある意味、正直、北朝鮮の政府の庇護のもとで商売をできるというようなこと、これは、日本がいかに遺憾の意を表明して、いかに容認できないと言っている、制裁額はこんなものだし、日本人は、だって北朝鮮の真ん中で商売を始めているじゃないか、本気で怒っているのかということになるんですけれども。

もう一つ伺いたいの、では、藤本さんという料理人は、これは、結果、このまま商売を続けられることになるんでしょうか。いかがでしょう。

○岸田国務大臣 まず、制裁の効果ということについて。

先ほど資産凍結について御指摘がありました。額は四百五十万ということですが、これは、資産凍結された総額、もちろん問題でありますけれども、対象となります団体、個人は、このことによって支払いが規制されるなどさまざまな制約がかかる、こういった効果もありますので、その凍結された資産の額のみで判断すべきかということについても、しっかり検討していかなくてはならないと思います。

そして、御指摘の藤本氏の活動につきまして

は、もちろん報道は承知しております。そして、十分関心を持っておりませんが、具体的な行動について十分把握できない部分もあります。

政府としては、我が国独自の北朝鮮措置として、我が国からの北朝鮮への渡航の自粛、これは要請しておりますし、北朝鮮への輸出を禁止している、こうした対応をとっております。これに反するものがあるのであれば法律違反ということになるんだと考えておりますが、引き続き、御指摘の点についても関心を持って注視をしていきたいと考えます。

○渡辺(周)委員 先ほど、最初に聞いたかという、金正男氏のマレーシアの空港での、クアラルンプールでの殺害はテロか否か、そこについては明確な言及をいまだにできないということですが、実際、大使館関係者が関与しているということを考えれば、これは国家ぐるみの事件であろう。そして、あの国の体制ですから、この首謀者である金正恩が当然意思のもとに行っている。

そうしますと、この人間と、やはり考えれば、北朝鮮というのはテロ首謀国家、かつてもラングーンの事件とか大韓航空機とか、いろいろございました。独裁国家です、当然、命令に従わない場合は粛清されますので、当然、彼らにしてみると命令を受けなきゃいけない。となれば、やはり、テロ国家である北朝鮮の首謀者と、大変庇護のもとにあつて、非常に親しいんだということ、例えば、だからこそ平壤で、国交もない国の国民、日本人が店を開けるわけです。

となれば、例えば、このテロ首謀者と大変密接な関係にあるんじゃないことは、私は旅券の返納命令も出せるんじゃないかと思うんですが、今後の展開としてはそういう可能性があるということなのかどうなのかということが一つ。

そしてまた、新たな脅威ということになってきたわけですから、新たな実効力のある強い制裁を行わなければいけない。先ほど申し上げたように、テロ首謀者である金正恩を神格化して、そし

てそれを学校の中に飾って、そしてその方を偶像崇拜している。この北朝鮮の大学校あるいは北朝鮮の学校に対する補助金であるとか認可であるとか、こういう点についてもしっかりとした対応をしないといけない。

つまり、制裁を強化するためには、この日本国内にある朝鮮総連の人間の日本国への出入りを初めとして、日本が補助金を出しているということ、学校に対してのやはり何らかの検討を当然するべきだと思わうですね。それが一番実効性あると思いますけれども、まあ、外務省は所管じゃないと言わうけれども、今回の進展で、やはりそこまでもう考えないと、遺憾の意をただ北京の外交ルートで言っているだけではもう実効性はないよということ。

そして、補助金を出していれば、当然北朝鮮に間違ったメッセージを下すのは、先ほど言ったように、いや、その日本人が我が国の平壤で喜んで商売をやっているじゃないか、そして、日本にいる北朝鮮同胞の学校には日本政府、日本は補助金を出しているではないか、認めているではないか、マレーシアは大使を引き揚げて、そして断交までしようかという勢いなのに、日本は本当は怒っていない、それが証拠に、ちゃんと補助金まで出している国なんだ、そういうことで、ますますなめられると思うんですが、その点について大臣はどう考えでしょう。

ぜひ、その点について、旅券の返納命令であるとか、あるいは日本の国内領土の中で活動している北朝鮮組織に対する認可の問題であるとか、あるいは補助金の問題については、今後検討していくということなのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○岸田国務大臣 まず一点目の、藤本健二氏への対応については、先ほど申し上げましたが、関心を持って引き続き注視をしていきたいと思わう。そしてこれは、法令に従ってしっかりと対応していくべきものであると認識をいたします。そして、我が国の措置、さらなる措置、国内の

団体等に対するさらなる措置等につきましては、これは、まずは、北朝鮮に対して今科している国連決議あるいは独自の措置に基づく制裁、これの実効性を高めながら、北朝鮮の対応をしっかりと確認し、その上で最も効果的な対応はどうあるべきなのか、そういった観点から不断に検討していくべき課題であると認識をいたします。

まずは、今の措置の実効性を高めながら、北朝鮮の反応を見、そして不断の検討を続けていきたい、このように考えます。

○渡辺(周)委員 あわせて、アメリカのトランプ政権、今度、十六日からティラーソン国務長官は日本に来られるんじゃないか。その中で、今アメリカで、三月二日のウォールストリート・ジャーナルでは、トランプ政権が、武力行使や政権転覆など、北朝鮮に対するあらゆるオプションを今考えているというような報道がございます。

先制攻撃やサイバー攻撃、韓国への戦術核の再配備、関係省庁や専門家の全ての意見を集めて今精査しているんだと言いますが、これまでのオバマ政権の戦略的忍耐、これを見直して、特に、正月にICBMを発射するというのを、年頭、金正恩が言ったところ、ツイッターで、そんな実験はさせないんだというようなことをトランプ氏が言っております。

これは何を意味するかというと、当然のことながら、北朝鮮に対して軍事行動も辞さないということを検討していると思わうんですが、こういう新たなアメリカの対北朝鮮政策について、今回のティラーソン氏の訪日ということ、当然それとも議題になるのかどうかというのを一点伺いたいと思わう。万々が一、北朝鮮が無政府状態に陥るようなことになった場合、これは何が起きるかわかりません。この間、亡命した駐英公使は、北朝鮮、韓半島の核問題を解決するには金正恩が転覆するしかないんだというようなことも言っております。

当然、それはなかなか現実的な問題ではないのかも知れませんが、もし北朝鮮が万が一、何か

なった場合、無政府状態になった場合、今月二日の参議院予算委員会、拉致問題担当大臣は、朝鮮半島有事の際には救出部隊を政府内で検討を進めるというようなことを答弁されております、自民党の青山繁晴さんの質問に対して。

今申し上げたような二点、ティラーソン國務長官との面談の中で新たな対北朝鮮政策が議題になるのかどうかということが一つ。それから、当然、もしそういう最悪のオプションをとった場合には、最強硬なオプションをとった場合には、北朝鮮が崩壊した場合、まさに拉致問題担当大臣が言うような救出部隊のようなものを政府内で検討していくんだということにつきまして、外務省としてどう考えているのか、その二点に対して伺いたいと思います。

○岸田國務大臣 まず一点目ですが、米国は全てのオプションがテーブルの上にあるとの姿勢を示すとともに、現在、対北朝鮮政策の見直しを行っているとの承知をしております。引き続き、米国とあらゆるレベルで緊密な意見交換を行い、しっかりと政策をすり合わせ、そして戦略目標を共有していきたい、このように思っています。

そして、三月、御指摘のティラーソン國務長官の訪日ですが、今、日程を調整した上で、三月十五日から三月十七日に訪日するということを確認しております。この訪日において、ぜひ北朝鮮問題についてもよく議論をし、米国との緊密な連携を確認していきたい、このように思っております。

米国の北朝鮮に関する政策の検討状況について、私の方からまだ何か申し上げるのは控えなければならぬと思いますが、どのような対応であったとしても、米国政府との緊密な連携、意思疎通、そして政策のすり合わせ、これは大変重要であると認識をいたします。

そして、もう一点の御質問ですが、我が国としての朝鮮半島において有事が発生した場合の対応ですが、政府においては、朝鮮半島において在留邦人の保護あるいは退避の必要な場合を想定し、

平素から関係省庁間で連携してさまざまな準備、検討を行い、計画を立ててきております。

在韓国日本国大使館においては、緊急事態用の安全マニュアルを作成し、配布するとともに、ホームページにおいて掲載する、こういったことを行っているわけですが、このマニュアルにおきましては、平素からの備えについて説明するとともに、緊急事態の際には状況に応じて退避を勧める場合と一時避難所等での待機を勧める場合があることを示した上で、それぞれの場合に応じた行動計画について説明をしております。

こうした従来から用意しているマニュアル、行動計画に基づいてしっかりと対応していきたい、このように考えます。

○渡辺(周)委員 いや、大臣、私が聞いたのは、朝鮮半島有事の場合、これは韓国にいる場合はあられなくすけれども、例えば北朝鮮の指導者がいなくなつて国家がカオス状態になった場合、国交のない国の中に拉致被害者、そして邦人が、その他、ほかにもいわゆる特定失踪者と言われる方がいる場合、どのような形でこれを救出するか。

例えば中波なり短波なりを飛ばして、日本人に今でもやっているように日本語で呼びかけて、例えば平壤にある、実は、マレーシアを含めて二十四カ国が大使館を持っているわけなんです、イギリスやドイツやスウェーデンといった国々、日本とも大変緊密な関係にある国が平壤に大使館がある、当然、そこに逃げ込んでくれという指示を出すのか。あるいは、平壤の郊外にいる場合には、例えば清津の港まで行くから、日本の海上保安庁なり海上自衛隊が救出に行くの。

そういう、つまり北朝鮮が崩壊した場合の邦人救出、韓国じゃなくて北朝鮮にいる拉致被害者を救出するために何らかのことをやはり考えていかなければいけないと思いますが、その点についての頭の体操はできていますでしょうかと伺ったんです。その点についてはいかがですか。

○岸田國務大臣 海外において日本人が危機にさらされた場合にどのように対応するべきなのか、

こうした課題について政府として平素からさまざまな検討を行っておく、これは重要であり、これは当然のことであると認識をしております。

平和安全法制の議論におきましても、海外の邦人を守るための制度の充実を図ったところですが、一方で、自衛隊の活動については国際法上の観点に加えて我が国憲法上の制約もあり、自衛隊の活用については限界があるというのは事実であると思います。

その上に立つて、政府としては、さまざまな状況を想定して、友好国政府あるいは国際社会との協力、こういったものも念頭に置きながら、具体的な対応を検討しているということであります。

御指摘の点は大変重要な政府の役割であると思えますし、引き続き、さまざまな事態を把握しながら、政府として、具体的に、海外での邦人の救出、安全のためにどうあるべきなのか、検討を続けていきたい、このように考えます。

○渡辺(周)委員 その点について、相手国の同意がなければなかなか自衛隊を派遣できないのだ、そのネットワークがございます。我々も与党時代、同じようなそういう質問を自民党の方からいただきました。防衛省内でも随分検討しましたけれども、これはなかなか難しい。

しかし、北朝鮮のような国交のない国においてまさに無政府状態になった場合、そんなこと言っていられないだろう。その場合には、第一義的に、例えば友好国に協力を求めるということが一つだと思えますし、その情報提供を日本から短波なり中波を飛ばしてやるということは当然であることだと思えますので、友好国との協力ということも含めて、ぜひ綿密なシミュレーションをしていただきたいと思います。

もう時間がないので、幾つか言おう。ただ、そこで、今後の北朝鮮のことを考える場合に、こう言う用語が、なんですけれども、面倒くさいんだけど、この国とちゃんときき合わなきゃ、なかなか対北朝鮮という意味ではうま

く連携していかんやいけなのは韓国でございます。

今も、釜山に徴用工の像をつくるというようなことで、慰安婦像に続いて新たな火種となりそうなわけでございます。公館の安寧、威厳の維持といったウィーン条約に抵触するということを言われたんですけれども、反面、対北朝鮮のミサイルに関しては、THAADをきょうあたりから持ち込まれて、中国の相当な報復措置、ロケットマーチンというところの閉鎖に追い込まれるところまで来ています。あらゆることをされてもTHAADを配備すると。

ただ、今の韓国の政権にも寿命がございまして、韓国の政府は、近く弾劾裁判所がどのような結論を出すかによって新たな大統領を迎える日が来るわけでございます。私は、それまでに新たな大統領が、今言われているような方がなると、これは、日本と韓国の関係というのはまたちゃぶ台返しのようになってしまうんじゃないかと非常に危機感を持つわけなんです。

しかし、対北朝鮮と考えれば、先ほど申し上げたGSOMIAの締結もございます。今後、どのような形で軍事情報やさまざまな北朝鮮の異変について情報を共有するかということを考えれば、今の大使の帰国問題も含めて、今の朴槿恵政権、黄首相、大統領代行ですね、この代のうちに、どのように今土台をつくっておくかということが大事だと思うんですけれども、大臣、この点についていかがでしょうか。韓国との今、現実的な関係に戻すということについてはいかがでしょうか。

○岸田國務大臣 おっしゃるように、北朝鮮のこうした挑発行動を考えますときに、日韓あるいは日米韓、こうした国々の連携が大変重要であると認識をいたします。

この点につきましては、先日ドイツで行いました日韓外相会談、そして日米韓外相会談においても確認したところでありますし、一昨日行いました日韓外相電話会談、そして日米外相電話会談、こうした機会を捉えてしっかりと確認をしている

ところで。

そして一方で、日韓の二国間関係ということも考えますと、御指摘の在釜山日本総領事館前に慰安婦像が建てられているということ、これは大変遺憾なことであり、この点については日韓合意が履行されることが重要であるという観点から、韓国側にしっかりと申し入れを行っているところでもあります。

こうした課題は存在いたしますが、日本と韓国、戦略的な利益は間違いなくしっかりと共有しています。こうした重要な隣国であります。ぜひ、さまざまなルートを通じてながら両国関係を安定化させ、そして未来志向で発展させていくよう努力はしっかりと続けていきたい、このように考えます。

大使の帰任時期については、そうした観点から、今総合的に引き続き検討しているところであります。

○渡辺周委員 まだまだ質問があるんですけども、時間がなくなります。

最後に、ティラーソン國務長官の訪日にあわせて、トランプ政権に拉致の問題、これを最後に伺って、終わりにします。

ストックホルム合意が今日までちつとも進んでおりませんが、それでも拉致被害者の奪還が最優先という点については日本政府の姿勢は変わりないかどうかが一つ。そしてもう一つは、トランプ政権とどのように拉致問題、この問題を共有させるか、アメリカに同じ問題意識を持たせるかということについては、今回のティラーソン國務長官のみならず、日本政府としてトランプ政権にどのように働きかけを積極的に行っていくか、その点、どういうお考えをお持ちか、その二点を最後に伺って、終わりにします。

○岸田國務大臣 まず、我が国にとりまして北朝鮮問題、核問題、ミサイル開発問題は存在いたしますが、拉致問題が最優先課題であるということについてはこれからも全く変わらないと認識をしております。

そして、米国へのこの問題に関する認識の共有ですが、二月十日の首脳会談において、文書という形で初めて首脳間でこの問題の重要性について一致し、確認をしたということも行われました。ぜひ、来るべきティラーソン國務長官の訪日に当たってもこの拉致問題を含む北朝鮮問題についてしっかりと認識を共有していきたい、このように考えます。

○渡辺周委員 予定していた質問までちよつとたどり着けず、答弁を予定していた方には申しわけなく思っておりますが、時間が来ましたので、これで終わりにします。

○三ツ矢委員長 次に、吉良州司君。

○吉良委員 民進党の吉良州司です。

恒例ではありますけれども、私自身の質問は常に吉良州司個人の責任においてさせていただきますという断りをさせていただきます。今回も、この正式見解を代弁するものではないという断りをさせていただきます。質問させていただきます。

岸田大臣、まず、先月の日米首脳会談、ゴルフまで含めて大変な厚遇だったようなんですけれども、この日米首脳会談の結果についてどう評価しておられるか、大臣の見解をお聞かせしたいと思います。

○岸田國務大臣 先月の日米首脳会談ですが、トランプ政権発足後初めての安倍総理とトランプ大統領との会談でありました。両首脳間でしっかりと信頼関係を築くとともに、日米同盟が揺るぎないものであるということを外にしっかりと示す、明確なメッセージを発する、こういったことが重要であるという考えに基づいてこの会談に臨みました。そういった意味では、これは大きな成果を上げることができたと思っております。

安全保障、そして経済の分野においても成果が上がったと思っております。安全保障におきましては、米国の拡大抑止への明確なコミットメント、さらには、日米安保条約第五条の尖閣諸島への適用、そして、普天間飛行場の辺野古移設が唯一の

解決策であるということを確認し、沖縄の負担に引き続き取り組んでいくということ、こうしたものを盛り込んだ共同声明を発出することができた。これは大きな成果だったと思えますし、経済におきましても、麻生副総理とペンス副大統領の間で新しい経済対話の枠組みの立ち上げを合意した次第であります。

加えて、フロリダでは、北朝鮮の弾道ミサイルの発射に対して共同会見を開いて、日米の強い結束を明確に示すことができた、このことも意義があったと思っております。

こうした意義ある会談だったと思いますが、これはよいスタートを切ることができたということであり、引き続き、日米関係を発展させるためにさまざまなレベルで努力を続けていかなければならない、これも事実であると認識をいたします。

○吉良委員 大臣が、成果が上がったという分析といえますか、見解については十分理解できました。私自身も、今大臣もおっしゃった、日米同盟が揺るぎない、盤石であるということを外に示す意味でも非常に意義のある会談だったというふうに思っています。

ただ、成果だけでいいのでしょうか。大臣の方からはなかなか言いづらいかもしれませんが、マイナス材料、または懸念材料といったものは一切なかったと言え切れるのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○岸田國務大臣 今申し上げたように、トランプ新政権との間においてよいスタートを切ることができたのは間違いのないと思っております。

ただ、経済についても、今後、副総理と副大統領の間で対話を行っていく新たな枠組みをつくったわけですので、この枠組みの中でしっかりと議論を行っていくかなければなりません。この議論の中で、我が国の国益を考えた上で、よい結果を出していかなければならない、こういった努力が求められるわけでありまして、アジアあるいは国際情勢につきましても、大変不透明なものがありまして、そんな中で、具体的に、日米がしっかりと連携

をし、地域や国際社会の平和や安定に貢献していく、こうした成果を上げていかなければなりません。引き続きの努力が必要とされている、このことも事実ではないかと思えます。

だからこそ、引き続き、私も、ティラーソン國務長官との間においてしっかりとした議論を行っていかねばなりませんし、さまざまなレベルでの努力が求められると考えております。

○吉良委員 少し時系列的には過去に戻りますけれども、今度の、先月の日米首脳会談が非常にうまくいったというこの背景として、昨年十一月に、トランプ氏が大統領就任前に、トランプタワーにおいて会談をしております。そのことについての評価で、もうちよつと一歩踏み込みますと、そのときに、トランプ氏は信頼できる指導者だと確信したとまで言い切っていることについての評価はいかがでしょう。

○小野政府参考人 お答え申し上げます。

昨年十一月、委員御指摘のとおり、安倍総理とトランプ次期大統領との会談が行われました。この間では、両者間の信頼関係を構築するためにこの会談が行われ、時間をかけて、さまざまな課題について率直な意見交換が行われました。両首脳間で強い信頼関係を築いていく上で、大きな一歩を踏み出す会談であったと考えております。

先般の二月の訪米で成果が得られたことも、安倍総理が十一月にトランプ大統領の御自宅を訪問し、一時間半にわたってじっくりと二人で話をし、既にお互いをよく知っていたということが大きかったと考えます。また、今週七日には、北朝鮮によるミサイル発射から間を置かず、両首脳間で電話会談が行われ、日米の強固な結束を外に示すことができました。

このような日米間の緊密な連携には、これまで築かれた総理とトランプ大統領との間の強固な信頼関係が寄与していると考えます。

その上で、委員御指摘の点について申し上げますと、十一月の会談の際に、これはまだトランプ政権発足前でございますけれども、トランプ次期

大統領は現職のオバマ大統領に対する敬意をしつかりと示されて会談に臨まれていた、このことから、安倍総理はトランプ次期大統領は信頼できる指導者であるというふうに確信を持たれたと承知してございます。

○吉良委員 私我先ほど、一方で、私自身も、日米首脳会談、成果も踏まえて評価をする、一方でマインズ材料はないんでしょうか、または懸念材料はないんでしょうかと申し上げたのは、短期、中期、長期で見たときに、短期で見たときは私流に言わせると究極の抱きつき戦略、日本がこの東アジア、また今現実の脅威としてある北朝鮮の脅威等を考えたときに、日米同盟が盤石であるということ内外に示すことを中心として抱きついでいく、向こうからもきっちりハグしてもらう、これは非常に重要なことだと思っているんです。これ以外の選択肢はなかったと思っと思っています。けれども、それは一方で短期のことなんです。

一方で、中期、長期を見たときに、四年後にまた大統領選挙があります。八年後にまた大統領選挙があります。今なお反トランプのデモが全米で行われ、ハリウッドのアカデミー賞であれだけ全米、一般国民に対して人気のある映画俳優たちがトランプさんへの非難をしている。

そういう中で、私が申し上げたいのは、繰り返しますけれども、足元を見たときには、抱きついて、トランプさんと個人的な信頼関係はもろんですけれども、日米というこの揺るぎない同盟関係を強固にするしかない、だけれども、これだけ全米での暴言を吐き、分断をしていると言われるようなトランプ大統領に対して、次の四年後、八年後に対する布石もすっかり打っていかねばいけないのではないかとというふうに思っているんですね。だから、そういう意味で、私が懸念材料、マインズ材料はないんですかと申し上げたのは、そのことなんです。

大臣にお聞きしますけれども、今言った、足元では私も全面的に評価しています、けれども、中

期、長期を考えたときに、民主主義国家の典型であるアメリカが、この先四年後、八年後を考えたときに全く懸念がなかったのか、そのことについてはどう考えておられますか。

○岸田国務大臣 今回の日米首脳会談の評価は先ほど申し上げたとおりであります。そして、その上で、これから中長期的に見てさまざまなリスクはないのか、こういった御指摘だったと思います。

委員おっしゃる通りに、米国内においてトランプ新政権に対してさまざまな意見があるということは承知しております。さまざまな動きがあることも承知しております。

ただ、一つ言えることは、これは民主主義国家アメリカが、民主主義の手続に従って選んだのがトランプ大統領であります。こうしたトランプ政権と、我が国としてはこれからも安定した関係を築いていかなければならない、これは当然のことですし、重要なことであると認識をしています。

ぜひ、民主的な手続によって選ばれたアメリカ新政権と我が国政府、この政府レベルにおいてしっかりとした関係は築いていかなければならないと思います。

その上で、さらに言うならば、日本と米国の関係は政府の関係だけではありません。やはり、議員外交もあれば、民間のさまざまな交流もあれば、経済活動もあるわけであり、やはり、さまざまなレベルを通じて米国の関係を安定化させるべく努力をしていく、こういった考え方は重要なのではないかと、このように認識をいたします。

○吉良委員 後段で述べられたことを私自身は強く望んでいるわけです。最初、民主主義国家で、私自身はこの大統領選挙を否定したりとか全然そういうのじゃないんですよ。

先ほど言いました、この四年間、場合によっては二期があり得るかもしれませんので、繰り返しますけれども、短期においてはもうこれしかないんです。そして、その意味でも、今回の日米首脳

会談のやりとりも、それから成果も、私自身は非常に評価しています。

ただ、これは大臣もそうですし、外務省の皆さんが私は物すごく懸命な準備をしたと思っっているんですね。私自身が入手しているものも情報でも、トランプ政権は、テイラーソン国務長官は決まっています。マティス国防長官は決まっています。その下のポリティカルアポイントメントについてはまだほとんど決まっていない。そういう中で、米国内の事務方がまだ、トランプ政権下における対日方針だとか東アジア方針だとか対アジア方針、まだまだ未熟だったときに、ぱっとある意味では先制攻撃をしかけて、日本側が準備したのもろの会談、下準備に基づいて、ほとんどそれに乗っかって、アメリカが乗ってきた、乗らざるを得なかった。それでも私は大成果だと思っっているんです。

そういう意味で、大臣含め、外務省の下準備、相手が整わない中に、日本が言っほしい日米安保条約五ヶ条を尖閣に適用させるということも含めて、トランプ大統領が就任して、あのものもろの不安定な発言をする中で、皆さんが、今後の日米関係は大丈夫か、日米同盟は大丈夫かと思っっている中で、いざ首脳会談をやってみると、日本が心配していたことが全部クリアされて、日本に一番いい結果が、成果が出ている。これは評価すべきことだ、繰り返しますけれども私はそう思っっています。

と同時に、やはりマティス国防長官がその前に来日されて、マティスさんが、私は思うに、トランプ大統領がまだ世界情勢について必ずしも認識が深まっていない中で、恐らく体を張って、対日関係、対東アジア関係についてのかくあるべしという信念を持ってマティスさんが来日され、また韓国に訪韓され、その下地をしいたがゆえに、今回の成功があったと私は思っています。

ただ、同時に、大臣の先ほどの後段の答弁、私はその答弁を期待していたと申し上げましたけれども、さっき言いましたように、極端に言えば、

半数の人がトランプさんに対していろいろ疑義を持っている。先日、トランプ大統領による議会演説のときに、報道で出ていましたけれども、共和党支持者の八〇％がトランプ氏を支持している、けれども民主党支持者の六％しかトランプ大統領を支持していないという世論調査結果が出ていましたよね。ということになると、本当に四年後は完全に反トランプの旗を掲げて名乗りを上げる大統領候補が出てくる可能性があるし、その方が大統領になる可能性もあるというふうに思っっているんです。

繰り返しますけれども、短期的には今の日米関係とトランプ大統領との関係を強固にしていかなければいけません。同時に、四年後以降に、大統領選挙、誰が大統領になっても、日米関係が揺らぎのないような手を打っていかなければいけません。

その意味で、外務省として、米国の世論調査会社、毎年、どういふんですか、対日感情というんですか、世論調査をされているというふうに思っっていますけれども、私自身、このサンプル数を、たしか今まで一般の部で一千名対象、そして有識者に対して二百か三百か対象だったと思うんですけれども、これを大幅に、十倍ぐらいのサンプルに拡大して、そして、繰り返しますけれども、一方でトランプ政権とがっちり手を結んでやらないといけない、一方では反トランプの世論が全米においてある、その動向を我が国としては絶えず掌握しておく必要があるというふうに思っっています。

特に、今までのような単純な聞き方ではなくて、今言ったサンプル数を大幅にふやして、しかも、今回のトランプ大統領を誕生させた背景は、よく報道等で、また専門家からも分析されていますように、ミシガンだったたりペンシルベニアだったたりオハイオだったたりという、かつては繁栄をした製造業で今ラスベガスとトランプ氏を支持した低賃金または低学歴白人層がトランプ氏を支持したがゆえにトランプ大統領が誕生した、こうい

う結果が出ているというふうに私は了解しています。

その中で、やはり米国民がこのトランプ大統領をどう見ているかというこの分析、そして、そのアメリカ人たちが日本をどう見ているかという分析を、きめ細かに、四年後以降を見据えてやっていかなければいけないと私自身は思っています。

そのことについて、大臣の見解を求めたいと思っています。

○岸田国務大臣 日米関係は、外交安全保障さらには経済のみならず、さまざまな分野を通じて我が国にとって極めて重要な関係であると認識をいたします。その我が国にとって大変重要な国である米国の国民世論の動向について、我々は当然敏感でなければならぬと考えます。

米国の国民の皆さんに対する世論調査のありようについても、大事な米国の国民世論を把握する上で十分かどうかという観点からも、引き続きしっかりと検討をし、適切な対応を考えていかなければならないと思います。現状についての評価も含めて、ぜひ引き続きこのありようについては検討していきたい、このように考えます。

○吉良委員 よろしく願います。

かつて我が国が日中戦争を行い、その後太平洋戦争に突入していく中で、アメリカが日本に対してより厳しい対応をしてきた背景に、当時蒋介石夫人であった宋美齡氏が、もともと米留学し米に通じたこともあり、米国民世論に対して大きな働きかけをしたということがあったと思いますので、私自身お願いしたいのは、トランプ政権に対する親密度を増す活動というのも大事ですけれども、同時に米国民世論自体に働きかけることも必要だということを再度申し上げ、その対応をお願いしたいというふうに思います。

次のテーマに移らせていただきます。TPPです。

私自身も、この外務委員会において、民進党所属ながら、TPPを推進するということの重要性

についてしつこく発言をしてまいりました。そのTPPが、トランプ政権誕生によって米国の離脱という結果を引き起こしてしまいましたけれども、我が国として今後このTPPをどうしていくつもりなのか、端的にお伺いしたいと思います。

○小泉政府参考人 お答えを申し上げます。

我が国は、自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋、ひいては世界に広げていく、こういったことを目指していきたいというふうに考えております。

さきの安倍総理とトランプ米大統領の間の会談でも、自由で公正な経済圏をつくる、この必要性について強固に一致をしたというところでございます。また、さきの共同声明でも明らかとなり、日本が既存のインシアチブを基礎として地域レベルの進展を引き続き推進する、このことについては米国民も了解をしているところでございます。

委員御指摘のとおり、アメリカは離脱を表明したわけでございますけれども、その後も、日本がこのTPPにおいて持つべき求心力、これを生かしながら、今後どういうことができるのか、米国民以外の各国とも議論をしていきたいというふうに考えております。

その上で、さらに申し上げますと、TPPに結実いたしました新たな貿易、経済のルール、これは今後の通商交渉におけるモデルとなりまして、二十一世紀の世界のスタンダードになっていくことが期待されるというふうに考えております。

こういった成果を基礎といたしまして、今交渉中のEUとの間のEPA、あるいはRCEP、日韓のFTA、こういった交渉におきましても質の高いものを目指して、引き続き自由貿易の推進に全力を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

○吉良委員 私は、今、二十一世紀の新しい、日本として一番望ましいルールづくりがTPPだというふうに思っています。それだけに米国の離脱は極めて残念ですが、米国民を除いた、けれ

ども米国民にいつでもまた戻っておいでという形での門戸を開いた形での、米国民を除いた十一カ国によるTPPの枠組みで新たな枠組みを成立させるということについては、どう考えておられるのでしょうか。

○小泉政府参考人 お答えを申し上げます。

御案内のとおり、現行のTPP、これは発効要件の規定の関係上、米国民が国内手続を完了しない限りは発効しないということに残念ながら現状ではなっております。

さきさきながら、我が国といたしましては、トランプ大統領下の米国民に対して、さまざまな機会を捉えて、TPPの持つ経済的また戦略的な意義について説明をしてまいりました。さきの首脳会談でも、若干重複いたしますけれども、日米が主導をいたしまして、アジア太平洋地域また世界に自由で公正な経済圏をつくるということについて一致をしたわけでございます。

さきさきながら、アメリカがすぐにTPPに帰ってくるということではないと思いますけれども、我が国が、少なくともTPPを推進する意図につきましましては、トランプ大統領を含む米国民にもしっかりと理解をしていただいているというふうに考えております。

今後のTPPのあり方についてはさまざまな考え方があろうかと存じておりまして、いずれにしても、我が国としましては、TPPにおいて日本が持つべき求心力、これをフルに活用しながら、今後どういうことができるのか、最も望ましいのかについて、関係各国と引き続き議論をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○吉良委員 先ほども言った、政府としても、このTPPの価値というのか、発効はしていないけれども、合意した内容の価値というものを十分理解してそれを生かしたいと思っているわけだし、そして私自身も、民進党はそうでなかったとしても、私は批准をしたことが非常によかったというふうに思っております。それは、今答弁された

ように、今後、自由貿易、自由な投資環境をつくるということの旗振り役に、そのリーダーに日本がなれるからです。

であるならば、やはりもう一回TPPを目指すべきだと私は思っているんですね。おっしゃったように、既存TPPについては発効条件があるから、これはもう成立しないのははっきりしました。だけれども、もう一回、残りの十一カ国でやり直せないのかということなんです。

その際、私も、ずっと貿易・投資等々は、民間の時代から、また外務省でもお世話になっていましたから、わかっています。

今のTPPの、例えば関税撤廃、関税の引き下げについての部分は、それぞれの国が巨大マーケットであるアメリカにアクセスできる、アメリカ・マーケットにアクセスできるという前提で、この関税をなくしますとかこの関税を引き下げますということがあるので、アメリカがいなくなったら、ちょっと待ってよ、一からやり直さないと、このことはわかりません。

それでも、特にルールの部分においては、アメリカが抜けても、さつき言った、アメリカを将来迎え入れるという前提で新しいルールを船出させましようよということはあるといいと思うんです。

もう一度聞きますが、これはできたら、申しわけないけれども大臣にお聞きしたいんですが、今言った、日本が中心になって、そのために、繰り返しますが、当時ではいえば、共和党、民主党両候補がTPP反対だということがわかっていながら我が国として批准までしたわけですから、そのリーダーシップを発揮して、米国民に門戸を開いたまま、残り十一カ国、中には抜ける国もあるかもしれないけれども、それでもこのTPPを、合意した内容をもう一回船出させるということについては、大臣、どう考えますか。

○岸田国務大臣 まず、我が国としましては、引き続き、TPPの戦略的意義あるいは経済的意義については、米国民を初め関係国にしっかりと訴え

続けていきたいと思ひます。その上で、委員の方から、TPPの中で例えばルールだけでも取り出して十一カ国で結ぶことができないか、何か工夫ができないか、こういった御指摘がありました。一般論で申し上げるならば、そのルールも含めて、TPPというのは、十二カ国の間の一つの合意が形成されている、要はさまざまな課題が複雑に絡み合つて全体ができ上がつていっていると認識しております。あくまでも一般論ですが、そういった状況を考えますときに、一部だけ取り出すというようなことで再交渉等を行えば全体のバランスが崩れてしまうのではないか、こういった点には留意していかなければならないと思ひます。

ただ、いづれにしましても、我が国としては、我が国はTPPの議論において大きな求心力を持っておりますし、今でも持つていっていると認識をしております。この求心力を生かしながら、今後どのようなことができるのか、こういったことについて関係各国と議論は続けていきたいと思ひます。

○吉良委員 私は、ルールだけで、関税部分を除けとまでは言っていないんですけれども、先ほど言いましたように、アメリカという巨大マーケットに十一カ国がアクセスできるということで成り立つたという要素があるので、アメリカが抜けた場合は残念ながら関税の部分は多分一からやり直しになるだろう、そういう思いがあるので、それでもやれるのであれば関税を含めて、ルールの部分は比較的、関税に比べれば全くゼロからというのではなくて、五〇なのか六〇なのかから始められるのではないかといい思いと期待の中で申し上げた次第です。

ただ、一つ気の毒なのは、それこそ外務省の経済局の皆さんを中心に、ここ数年本当に、会合がある直前、もう徹夜、徹夜の連続で積み上げてきて、そして米国の離脱。今からも一回あの交渉を一からやれといつても、もう気力がないうのが現実だと思うんですね。だから、ほんの少し休養した上で、日本の国益を考えて、ぜひもう

一度チャレンジをしていただきたいと思ひつています。

一方で、トランプ政権は二国間を重視する、こういうことで日米自由貿易協定というものが今後テーブルのつてくると思ひつています。私自身は、正直言つて、二国間よりも多国間を優先すべきだ、こう思ひつていまして、それは、特に日米の自由貿易協定については、まず安全保障と経済は別だといつても、トランプさんのそれこそ不動産事業、不動産ビジネスから脈々と続く交渉スタイルから見ても、あらゆる交渉材料、有利な状況をつくり出すとする、そういう意味で安全保障と完全に切り離すことができないものではないかと思ひつています。そういう意味で、日米自由貿易協定については、私は慎重であるべきだというのが私自身の考え方です。

もう一点は、これは大臣含め外務省の皆さんみんなわかつていふことでありますが、トランプさんは、トランプ大統領のまさに氏素性からして、国際的な物の流れ、サプライチェーン、それから資本、資金の流れ、それからグローバルバリエーションによつてどういふところにどういふ雇用が生まれているかといふようなことについて、ほとんど理解がないんじゃないかといふふうに思ひつています。

NAFTAも見直すとか言ひつていますけれども、確かにメキシコに対して米国の工場が移つていふ、これは事実ですけれども、でも、そこは米国家資本がメキシコに工場をつくつて、そしてそこでつくつた製品はアメリカに輸出して、そしてアメリカ側にはその製品を輸入する輸入業者がいて、そしてそれを全米じゅうに輸送する輸送業者がいて、そしてそれをまたリテールで、小売で販売する人たちがいる。そういう人たちは、やはり法人税を払い、所得税を払ひつていふし、雇用がある。そして、そのメキシコからあのアメリカに輸出した結果として出てきた利益は、配当としてまたアメリカに還流していふ。

からこそ、NAFTAという枠組みをつくつて、こういう流れがあるわけですね。恐らく、私は、トランプ大統領の言動を見聞きする限り、その辺の仕組みについてほとんどわかつておられないと思ひます。周りにももちろんわかつて進言してゐるんでしようけれども。

だから、こういうことを考えたら、そして、今私が申し上げたような仕組みというのは、日本が、まさに東南アジアを含めて、また日本企業がメキシコに進出することを含めて、まさにグローバルなバリエーション、サプライチェーンをつくつていふのが日本です。そういう中で、一対一のバイでやる枠組みづくりというのは、ほとんど私は意味がないと思ひつてゐるんです。面であれば意味がない、日本の国益を考えたときに、日本の企業のサプライチェーンを考えた場合に、

そういう中で、日米自由貿易協定というものに私はひよこひよこ乗つていくべきではないかと思ひつていますけれども、大臣の見解はいかがでしようか。

○岸田国務大臣 まず、委員御指摘のように、グローバルなサプライチェーンの存在など、今の国際経済の状況を考えますときに、二国間協定だけではなくして、マルチの枠組みというものは大変重要であると思ひます。二国間協定にはないメリットがマルチの協定にはあると認識をいたします。

だからこそ、我が国としましては、引き続きTPPの戦略的、経済的意義は訴え続けていきたいと思ひますし、その成果を我々は大事にしたいと思ひますし、それ以外の経済連携、日・EU・EPAですとかRCEPですとか日中韓FTA、こうした枠組みも大事にしていきたい、このように思ひます。

そして、その中で、日米においてどうするべきなのかという議論につきましては、まず、先般の首脳会談、そして一連の会談におきまして、米側から二国間FTAについて具体的な要請、これはありませんでした。そして、その上で、首脳間

においては、自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することに引き続き完全にコミットしてゐる、こういったことを確認し、そして、先ほど議論に出ておりましたが、麻生副総理とペンス副大統領のもとで日米経済対話を立ち上げることにいたしました。

ですから、まずは日米首脳で、自由で公正な市場を世界に広げていくという日米共通の目標のもとに、今後、建設的な議論を行つていきたいといふふうに思ひますし、そして、日米の関係におきましては、今申し上げた新たな経済対話の中で、どのような取り組みが日米経済にとって最善であるのか、こういった観点から議論を進めていきたいと思ひます。

○吉良委員 RCEPについても聞きたいんですが、時間がほとんどなくなつてきましたので、RCEPについてはまた時を改めて突つ込んで議論をしたいといふふうに思ひつています。

私は、先ほど来、TPPを何とか生き残らせたいと思ひつてゐるのは、RCEPも極めて重要なんです、TPPが成立しない中でRCEPが先行するといふことは、どうしても中国の影響力が大きくなつてしまふといふ懸念を持つてゐるんです。

RCEPも重要です。ただ、私自身は、前々回の外務委員会でも言ひましたが、TPPというのは、単なる経済的な枠組みという枠を超えて、地政学的にも太平洋全域を含むといふこと、そしてその参加国が極めて自由な貿易投資を重視する国々だといふこと、ですから、そこが非常に重要で、TPPが右手にきつと成立してRCEPに突つ込んでいくことはいいんですけれども、TPPがない中でRCEPに突つ込んでいくといふことは、私自身は慎重であるべきだと思ひつています。

もちろん、日本自体が、もともとASEANプラス6という構想を打ち上げて今のRCEPになつてゐるわけですから完全否定するといふわけ

ではないんですが、もともとTPPがなぜ必要かということ、我が国の経済、外交戦略の根本に戻って考えたときには、APECがあつて、FTAAPという環太平洋の自由貿易協定をつくつていこうというところからスタートして、当初は小さな国四方で始まつたTPPというのが、

ルールの面において求めている将来的な姿について極めて、日本も米国も、これぞ求める二十一世紀型の、大臣もおっしゃつたマルチの経済連携だということ、突き進んだわけですから、私自身は原点に戻つて、やはりFTAAPというものを日本としては常に念頭に置きながら、そのバランスをとりながらTPPとRCEPというものを考えていかなければ、推進していかねばいけない。

その際に、RCEPだけが先行するというのは、先ほど言いました、やはり中国の影響力が過度に強くなり過ぎる。だから、結果として、環境規制について、TPPよりはるかに劣つたものになるのではないかと、労働規制において、はるかに劣つたものになるのではないかと、模造品、偽造品を含めて知的財産について、はるかに劣つたものになるのではないかと。それが先に先行して発効することが我が国にとつての国益なのかということについては、私自身、強い懸念を持っています。

私自身の今言った見解について大臣の感想をお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○岸田国務大臣 まず、御指摘のように、TPPにつきましても、経済的な意義のみならず、戦略的、地政学的な意義があり、ぜひこれからこうした重要性については訴えていきたいと思ひます。

そして一方、RCEPを考えた場合には、RCEPは、アジア太平洋地域だけではなくして、インドも含めた、より広域な地域を含めることになります。

人口でいいますと、RCEPは、全世界の五割を占めることになりますし、GDPあるいは貿易総額でいいますと世界の三割を占めるという地域

をカバーすることになります。RCEPはRCEPで、経済的意義のみならず戦略的、地政学的な意義を持つていっていると思ひます。

よつて、TPPもRCEPもともに重要であるという認識のもとに、我が国はこの取り組みを進めていかなければならないと思ひます。

そして、RCEPを考える場合に、やはり、より質の高いものを目指すべく努力をしていく、これは大変重要な視点ではないかと思ひます。

そういった観点もすっかり念頭に置きながら、RCEPにも、そしてTPPにもしっかりと前向きに臨んでいきたい、このように考えます。

○吉良委員 TPP、RCEPの各論はまた時を改めてやらせていただきたいと思ひます。

これで終わります。ありがとうございました。

〔委員長退席、新藤委員長代理着席〕

○新藤委員長代理 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

北朝鮮は去る三月六日午前、日本海に向けて弾道ミサイル四発を発射して、うち三発が日本の排他的経済水域に落ちました。

北朝鮮の繰り返されるミサイル発射は、核開発と核兵器開発が不可分に結びつたまさに軍事行動であり、国際の平和と安全に深刻な脅威を及ぼす行為であります。そして、それは国連安保理決議、六者会合の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙と言わなければなりません。

日本共産党は、北朝鮮の行為を厳しく非難し、抗議するものであります。

そこで、冒頭、改めて、岸田大臣にこの問題に対する所見を伺つておきたいと思ひます。

○岸田国務大臣 委員御指摘のように、今回の北朝鮮の弾道ミサイルの発射、これは、累次の国連安保理決議、そして日朝平壤宣言に違反するものであると思ひますし、六者会合共同声明の趣旨にも反するものであります。

我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議を行うとともに、最も強い表現で非難を行いました。そして、あわせて、我が国は、米国、

韓国とも協力しながら、今月の国連安保理議長国であります英国に対しまして、安保理緊急会合の開催を要請いたしました。恐らくニューヨーク時間で八日じゅうには開催されるものであると思ひますし、そしてそれに先立つて、先ほど、安保理としまして強いプレスステートメントを発出したという情報が入つてきました。

要は、国際社会とも協力しながら、北朝鮮に対して強いメッセージを発出していかなければならないということで取り組みを続けているところであります。

そして、関係国との関係においても、一昨日は日米、そして日韓の間で外相電話会談を行いましたし、昨日は日米首脳電話会談を行いました。そして、六者会合の首席代表レベルにおいても、日米韓、さらには中国との間においても意見交換、情報交換を行っているところであります。

引き続きまして、国際社会とも協力しながら、北朝鮮に対して厳しい対応をとっていききたい、このように考えます。

○笠井委員 北朝鮮は、みずからの核兵器開発を自衛のための抑止力、核抑止力というふうにして正当化してきました。それと不可分に結びついて繰り返されるミサイル発射によって核武装化を進むということは、北朝鮮が国際的な批判と孤立をさらに深めて、そして彼ら自身にも未来のない道になつていくということは明らかだと思ふんですけれども、この点で岸田大臣、どうでしょうか。

○岸田国務大臣 ぜひ、国際社会が厳しい対応をとることによつて、北朝鮮のこうした核兵器国化というものは許されないうこと、核兵器国化と経済的な発展の両立ということはある得ないんだということ、こういったことをしっかりと示していかなければならないと思ひます。

我が国としては、核、ミサイル、そしてあわせて拉致問題という問題があり、こうした問題を包括的に解決しなければなりません。そういったことから、対話と圧力、これは両方が重要であ

ると思ひますが、こうした建設的な対話を行うためにも、まずは北朝鮮から、核兵器国であることとを諦める、非核兵器化に向けての前向きな言動が示されることが重要であると認識をいたします。

○笠井委員 そういふ点でいいますと、今こそ国際社会が一致結束をして、経済制裁を厳格に実施して、この圧力を強めるということと一体に、外交交渉を通じて北朝鮮に非核化を迫つて、核・ミサイル開発の手を縛つてその放棄に向かわせる、そういうことが極めて重要になつてくる、より重要だということではございませんか。

○岸田国務大臣 御指摘のとおりだと認識をいたします。

○笠井委員 そこで、いかにして北朝鮮の核・ミサイル開発をとめていくかということが肝心な点だと思ひます。

この点で、安倍総理が、日米首脳会談を受けた、去る二月十四日の衆議院の予算委員会、注目する発言をされました。米国がトランプ政権にかつて、オバマ政権時代の戦略的忍耐から政策の変更について今議論している最中だということに安倍総理が答弁で言われたわけで、私たちはこのことに注目をしておりますが、岸田大臣は、この動きをどう見ておられるでしょうか、米国の動き。

○岸田国務大臣 御指摘のように、米国は、あらゆる手段がテーブルの上にあるという認識のもとで、北朝鮮に対する政策について今検討を続けていると承知しております。

こうした米国の取り組みについては、今後とも、来日するティラーソン國務長官等ともしっかりと意思疎通を図つていきたいと思ひますし、いずれにせよ、米国の北朝鮮に対する政策、対応については、我が国自身、米国としっかりとすり合わせを行い、意思疎通を行い、そして政策的にもすり合わせを行つていくということ、これは大変重要なことであると認識をいたします。

○笠井委員 オバマ政権がとつてきた戦略的忍耐

というのは、北朝鮮に経済制裁を行う一方で、北朝鮮が非核化の意思を示さない限り外交交渉には応じないという政策でありました。しかし、現実には、この政策のもとで北朝鮮が核・ミサイル開発をどんどん進めてきたというのが現実だったと。米政権がその政策変更について議論しているというのは、そうした従来の戦略的忍耐という政策の、ある意味破綻を認めるものだと思うんです。

問題は、変更するという、政策の変更の方向がどっちにどう行くかということだと思うんです。一部に、先制攻撃など、軍事的選択肢が言われておりますけれども、そういう道は絶対にとるべきでないというふうに思うんですが、大臣、いかがですか。

〔新藤委員長代理退席、委員長着席〕

○岸田国務大臣 今日までの国際社会の北朝鮮に対する対応、累次の国連安保理決議に基づく制裁、あるいは日米韓、こうした関係国による独自の措置、こうした措置に基づくさまざまな制裁は、北朝鮮の厳しい経済状況を考えますときに、これは一定の効果があったと我々は認識しております。

その上で、今後の北朝鮮の状況について注視していかなければなりません。まずは、こうした制裁措置の実効性をしっかりと高めていき、そして北朝鮮の反応を見た上で、今後を考えていかなければなりません。

そして、米政府内で、対北朝鮮政策について見直しが行われているということは承知しておりますが、この検討状況について今の段階で我が国の立場から何か申し上げるのは控えなければならぬ、申し上げる立場にない、このように考えます。

いずれにせよ、米国との政策的なすり合わせは重要であると考えます。しっかりと意思疎通を図ってまいります。

○笠井委員 言う立場にないと今言われたわけですが、この戦略的忍耐の見直しの際に、例えばマ

ティス米国防長官は、全ての選択肢をテーブルの上に載せているというふうに言われている。その中には、軍事力の行使のオプションもあれば、外交的な解決のオプションもあると思うんですが、軍事の最悪の悪循環に陥るだけで、そんな道を絶対とつちやいけないと思うんですね。ならば、外交的解決しかないということになります。

日本政府として、米国が北朝鮮に対して、経済制裁の厳格な実施強化を図りながら、従来の戦略的忍耐の方針を転換して、外交交渉で非核化を迫るという方針をとるように、むしろ積極的に日本政府が働きかけるべきではないかと思うんですが、大臣、どうですか。

○岸田国務大臣 先ほど申し上げましたように、米国の対北朝鮮政策の見直しについて申し上げる立場にはないと思いますが、東アジア、そしてアジア太平洋地域における米国の抑止力というのは大変重要であると認識をいたします。そういった観点から、米国ともしっかりと意思疎通を図っていきたいと考えます。

○笠井委員 問題は、この問題の冒頭にも申し上げたとおり、北朝鮮の核・ミサイル開発をどうとめていくかということであります。そういう点では、北朝鮮と外交交渉の中で非核化を迫る、経済制裁の圧力と一体になって、核・ミサイル開発の手を縛って放棄に向かわせる、その方向で、国際社会が新しい方向に進むように日本政府が正面から働きかけるべきだということを重ねて強調したいと思っております。

同時に、岸田大臣、この問題は、より根本的には、今こそ国際社会が本気になって、核兵器のない世界を実現するための具体的な行動に取り組むことがいよいよ重要になっていくというふうに考えるんですけれども、日本政府としてはどういう決意と方針で、そういう点では核兵器のない世界を目指していく、こういう問題に関連して考えておられるか、大臣、いかがですか。

○岸田国務大臣 我が国の核兵器のない世界を目

指すための基本的な立場ですが、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識、こうした二つの認識に基づいて、核兵器国と非核兵器国の協力のもとに現実的、実践的な取り組みを進めていく、これが基本的な立場であります。

こうした立場に基づいて、我が国として核兵器のない世界に向けて努力を続けていきたい、このように考えます。

○笠井委員 国連総会は、昨年、二〇一六年の十二月二十三日に、核兵器禁止条約の締結交渉を開始するということでの決議を、賛成百十三カ国という圧倒的多数で採択をいたしました。これによって、核兵器を禁止してその全面廃絶につながるよう、法的拘束力のある文書、核兵器禁止条約の交渉が、市民社会、反核平和運動の参加も得て、ことし、二〇一七年の三月と六月から七月にかけて、国連本部で開催されるということになったわけであります。

我が党は、核兵器のない世界への扉を開く画期的な動きとして心から歓迎するものでありますし、私自身も被爆二世として、ようやくここまで来たか、七十年たつてということ、本当に被爆者とともに感慨を持って歓迎しているところであります。

北朝鮮に核・ミサイル開発の放棄を迫る上でも、私はこの会議の成功というのがいよいよ重要になっていくと思っております。

そこで、岸田大臣に伺いますが、去る二月十六日に、この交渉会議を準備する組織会合が開催されましたが、なぜ日本は欠席したんでしょうか。三月の交渉会議には出席することにしたんでしょうか。いかがですか。

○岸田国務大臣 まず、御指摘の昨年十二月二十三日の決議につきましては、我が国は、厳しい安全保障環境に対する認識、さらには核兵器国と非核兵器国の協力を促していく、こういった観点から問題があると考え、決議には反対をいたしました。

我が国の立場は、この決議に北朝鮮は賛成をした、そしてドイツですとかオーストラリアですとか、従来から我が国とともに非核兵器国として核兵器のない世界に向けて努力をしてきた、こうした中道の非核兵器国が全て反対をした、そして核兵器国も一国たりとも賛成しなかった、こういった各国の投票行動から見ましても、我が国の判断は妥当であったと考えています。

ただ、おっしゃるよう、結果として決議は採択されました。そして、今月末からこの交渉が始まることとなります。

そして、御質問は、その組織会合、すなわち準備会合に我が国はなぜ出席をしなかったのか、そして結果的に三月末の交渉に参加するのかということですが、我が国としては、今申し上げました交渉のあり方について、今後どんな方式で交渉が行われるのか、そしてどんな環境で議論が行われるのか、そして我が国としてしっかりととした我が国の立場を主張することができるとかどうか、こういったことについてしっかりと確認をした上で、政府としての対応を決定していかなければならないと思っております。

まだその対応がしっかりと決定しておりませんが、組織会合については出席を見合わせました。組織会合の内容につきましてはしっかりと状況を把握しているところでありますし、その情報も含めて交渉のあり方についてしっかりと確認をした上で、政府として責任ある対応を決定していきたい、このように考えております。

○笠井委員 ある意味画期的な国連総会決議に反対をしたということで、今、大臣からそのことがあったんですが、私は、これは被爆国としては、唯一の戦争被爆国としては極めて恥づべき投票態度だったと思いますし、他の同盟国のことを言われましても、他の同盟国とも違って、日本は被爆国なわけですから、同じ態度をとったということではそれは合理化はとてできないということ、これは言っておきたいと思っております。

そして、この準備会合についてのことで、組織

会合についてですが、今大臣が、どんな方式で、そしてどんな環境でこの交渉会議が開かれるか、それから日本の主張が主張できるのかということ、それを確認が必要だったというお話があったんですが、では伺いますけれども、情報収集して交渉会議の参加の可否を判断するということが今言われたわけですが、この二月十六日の組織会合、準備会合はどういう結果だったのか、そして必要な判断材料は得られたのか、何が得られていないのか、その点、いかがですか。

○岸田国務大臣 二月の組織会合につきましては、今月末から始まる交渉会議に関して、議長としてコスタリカ・ジュネーブ代表部大使を選出し、そして交渉会議においてNGOに発言の機会を与える、こうした点について幾つか合意がありました。

一方、手続規則案については、意思決定方式等に関して合意に至らず、引き続き、会議開始まで非公式協議が続けられることになった、このように承知をしております。

引き続きまして、その会議がどのような方式、環境で行われるのか、しつかり情報収集をし確認を続けていきたいと考えております。

○笠井委員 岸田大臣は、昨年の国連総会決議が採択されたときに、交渉には日本政府として参加すべきだというふうに発言をされました。

昨年十二月七日の参議院の拉致問題等特別委員会でも、我が党の武田議員の質問に対してこう答弁されております。「来年三月には核兵器禁止条約の交渉がスタートすることになる」と。「この議論が始まったならば、我が国として、唯一の戦争被爆国として、『核兵器国と非核兵器国の協力をしっかりと促していく立場から堂々と議論に参加するべきである』と私は考えます」と。堂々と参加すると。

こういうふうに明確に述べておられたわけですが、その立場はもう今変わってしまったんですか。

○岸田国務大臣 立場は変わっておりません。

我が国は、核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識、この二つの認識を大事にしながら、核兵器国と非核兵器国の協力のともに、現実的、実践的な取り組みを進めていく、これが基本的な方針です。この方針に基づいて、主張すべきことは主張すべきだというふうに考えています。

現実には核兵器を持つているのは核兵器国です。核兵器国の協力なくして結果を得ることはできない、一方面的な議論で核兵器国の参画なくして結果を出すことはできない、こうした考え方についてしっかりと訴えていくべきであると私は思っていますが、こうした議論が行えるのかどうかなど、さまざまな議論の方式、環境について確認をした上でなければ、政府として責任ある対応を判断することはできない。そのための情報収集を続けていく。こういったことを申し上げている次第であります。

○笠井委員 参加の条件や議論の状況について確認が必要だと言われましたが、具体的に何が確認されなければならないというふうに考えていますか。

○岸田国務大臣 唯一の戦争被爆国としては、核兵器国と非核兵器国の協力を促していくことが大変重要であると思えますし、それこそ我が国の立場であると思えます。そういった観点から、我が国は今後もこの議論をリードしていかなければならぬと思えます。その我が国の立場にふさわしい議論の環境なのかということについて、しっかりと確認を今しているところであります。

○笠井委員 核兵器禁止条約の交渉会議を招集した国連総会決議が、本文の第二項で、パラグラフ二のところで、歓迎するということになっている作業部会、OEWGの報告書ですね。昨年八月十九日の中には、Bというところで、核兵器のない世界の達成と維持のために締結が求められる具体的な効果的な法的措置、法的条項及び規範ということで、多様なアプローチが列挙されております。一つは、いわゆる禁止先行型の核兵器禁止条

約、さらに包括的な核兵器禁止条約、三つ目には核兵器禁止枠組み条約、そしてその上で、さらに漸進的、段階的アプローチなどが列挙されているわけですが、こうした作業部会の最終報告に基づいて国連総会決議が出されているわけでありまして、そうした作業部会で言われているような多様なアプローチを土台にして、あるいはそれを含めて、交渉会議では議論がされるということになるんじゃないんですか。

○岸田国務大臣 昨年末に採択された、こうした核兵器禁止条約交渉を開始する決議ですが、その中においては、同会議の目的は核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉することであり、そして、それが核兵器の完全廃絶につながる、このように記されています。

一方、御指摘の作業部会の報告書、OEWGのこの報告書ですが、これは同作業部会の場において議論された、核兵器の廃絶に向けたさまざまな具体的なアプローチが取り上げられている、こうした経緯については承知をしております。

その上で、今後の、三月二十七日から始まります交渉においてどんな交渉が行われるのか、この環境や方式につきましては情報収集を続けているところでもあります。ぜひ、しっかりと判断をするために情報収集を行い、政府として責任ある決定を行いたいと思っております。

○笠井委員 このさまざまなアプローチの中では、日本政府が主張してきたようなことも含めたいろいろな形で列挙されているわけですから、そこに行っている議論するというのは、当然何も、不思議な、できないことではないし、むしろそういう流れで来ているんだと私は思います。

国連総会の決議には、第九項、本文、パラグラフ九で、全ての加盟国に対してこの会議に参加するように奨励するというふうにしておいて、第十二項、パラグラフ十二で、会議の参加国に対して、核兵器を禁止し、それらの全面的廃棄に導く法的拘束力のある文書をできるだけ早く締結するために最善の努力を尽くすよう呼びかける

としております。

この決議に、先ほど大臣が言われた、日本政府が反対をしたと、まさにアメリカの圧力のもとでそういう態度をとったということでありまして、でも、唯一の戦争被爆国にあるまじき態度をとったことに、国民、そしてとりわけ被爆者からも厳しい批判の声が上がっているのは当然だと思っております。

先ほどから大臣は繰り返し言われます、核兵器国の協力なくして結果を出せないんだというふうには言われるけれども、では、その核兵器国はどういう態度を核問題についてとっているか、そしてこの交渉会議をめぐる態度をとっているかという点、米英仏露中、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の、いわゆるP5、核保有五大国は、昨年九月に、国連総会を前にした会合をワシントンで開いて、段階的アプローチ、ステップ・バイ・ステップが核軍縮に向けて前進する唯一の選択肢と主張して、核兵器禁止条約に背を向ける態度を表明しているわけです。そして、トランプ大統領は、アメリカ大統領は、むしろ公然と、核戦略を強化するというふうに述べている。そういう核保有国、核兵器国と協力してどんな結果が出せると、協力しなきゃ結果は出せないと言われるけれども、どういふ結果が核兵器のない世界に向けて出せるんでしょうか。

○岸田国務大臣 核兵器国に対する働きかけですが、先ほど申し上げました基本的な立場に基づいて、我が国は具体的な働きかけを行っています。NPT体制を重視し、そして、CTBTの早期発効に向けて、今現在、我が国はカザフスタンとともに共同議長国として調整国の役割を果たしています。

F M C Tにつきましても、先日、ハイレベル専門家会議、二十五カ国が選定されましたが、我が国もその一國に選ばれ、この議論をリードしています。

そして、N P D Iにおきましても、核兵器国と非核兵器国の協力の基本、土台は核兵器の透明性

であるということ、核兵器国に對しまして、核兵器保有の実態を明らかにすること、この基本となる書類のひな形も作成して、働きかけを行っているわけでありまして、核兵器国の核軍縮への取り組みは、米ロだけではなくして他の核兵器国にも拡大するべきである、こういった働きかけを行っています。

こういった取り組みに基づいて、核兵器国の協力をしっかりと得ることによって結果に結びつけていきたい、我が国としてはそういった方針をとっておりますし、こういった方針を訴えている、これが我が国の立場であります。

○笠井委員 段階的アプローチということなんですけれども、今大臣が言われた、CTBTの早期発効の問題とか、それからFMCTの早期交渉開始に向けてずっと努力しているんだ、核兵器国とも話してやっているんだと言われるけれども、結局ずっとそれは進まないわけですよ、発効しないわけですよ。もう長い期間にわたって交渉が進まないという状況になっている。

結局のところ、核兵器保有国、核兵器国が核兵器にしがみつくと、むしろ強化するという態度をとり続けている、そのところを変えないと、結局部分的措置だつて前進しないということになってきている。やはり全てをなくしていくということ、全世界でなくそうという、まさにそういう点での合意をつくっていくことがない限り、部分的措置も前進をしないということだと思ふんです。

二月十六日の準備会合、組織会合でも、ASEANを代表してタイの代表が発言をしておりますけれども、核兵器が存在する限り脅威をもたらす、核兵器が使われない唯一の保証というのは完全な虚偽だ。こういう立場に立つというふうな、被爆国である日本が先頭に立って核兵器国に對して物を言っていく、そうしない限り事態を開けないということになっていることは明らかだと思ふんですね。

核兵器国と非核兵器国の間の亀裂を一層深める

ということ、国連総会決議に日本は反対したと、国会でも答弁で総理を先頭に言われておりますけれども、現に開かれる交渉会議、反対、賛成、あったにしろ、そういう形で核兵器を法的に拘束力を持つて禁止しようということ、交渉するという会議が開かれることになった、それに對して、それを欠席したり、あるいは出席して条約の一日も早い締結に反対をするということになれば、出席する非核兵器国から猛反発を食らう、被爆国が一層亀裂を深める先頭に立つということになるんじゃないですか。

そういう点でいうと、私は岸田大臣に強く問いたいと思うんですが、戦後七十年余りの外交交渉の歴史を見たときに、核軍縮の部分措置を幾ら積み重ねても核兵器のない世界に到達し得ないことは、もう事実をもつて証明されている。段階的アプローチというのは、核兵器を永久に先送りする、核兵器にしがみつくと最悪の議論だと思ふんです。

そういう点で、その点をしっかりと切りかえる、今こそ日本政府がそういう決断をして、交渉に参加をして、むしろ法的拘束力のある条約をつくるためにリードする、そういう役割こそ發揮すべきだと思ふんですが、どうですか。

○岸田国務大臣 私は、NPPTあるいはCTBT、FMCT、NPDI、こうした取り組みは引き続きこれからも大変重要であると考えます。この取り組みはこれからも続けていかなければならない、このように思います。

そして、今日、具体的な結果が出ない、この最大の要因こそ、これは核兵器国と非核兵器国の亀裂が大きくなっている、このことであると私は認識をしております。

一昨年、五年に一度開かれたNPPT運用検討会議においても、成果文書すらまとめることができなかった、それほど、今、核兵器国と非核兵器国の対立は深刻な状況にあります。この状況について何とかしなければ、これは結果を出すことはできないと強く思っています。そして、そのために

汗をかくことこそ、唯一の戦争被爆国としての立場ではないか、このように思います。

この深刻な状況の中で、ますます核兵器国と非核兵器国が乖離してしまうというようなことはあってはならない、こういったことで具体的な取り組みを進めていく、これこそ唯一戦争被爆国としての我が国の立場であると確信をしております。

この考え方に基いて、具体的にどう我が国は振る舞うべきなのか、真剣に考えていきたい、このように考えます。

○笠井委員 CTBT、FMCTということ、部分的措置、私は大事だと思っております。しかし、本当にはなぜ進まないのかということ、うと、それは、核兵器国と非核兵器国の亀裂が広がったり起こっていることが問題というんじゃないかと、そこが原因じゃないですよ。だって、非核兵器国の方は、核兵器をなくそう、そして核実験の全面禁止も、包括的核実験の禁止もちゃんとやろうと、ずっと言い続けているわけですよ。

NPPTの会合だつてそうです。ずっと五年ごとに行ってきた。

そして、そういう形でいろいろ議論して、合意をしたということもあれば、また、アメリカを先頭にその合意を崩すような動きをするということ、そういうやりとりになっていて、非核兵器国の方は、核兵器をなくそうじゃないか、核兵器のない世界をつくっていくじゃないかとずっと

と言っておるのに對して、アメリカを先頭に核兵器五大国ですが、そうじゃなくて、核兵器は持ち続ける、特にアメリカのトランプ大統領は、使用も辞さないという立場までとるわけですよ。そして、そういう戦略まで見直しているというところを言ってくる、さらにやっつけていこうというところを言っているという状況ですから、では誰が進めないか、妨害しているかというののは明らかじゃないですか。

そのところをしっかりと、核兵器問題で一

番、被爆の原点に立つて、それこそ国連の一号決議、それ以来、あのときには、一九四六年一月二十四日ですけれども、第一回国連総会で全会一致で採択したわけですね、核兵器の禁止ということも確認したわけですから、そういう原点を一番大事にするのが被爆国日本政府でなければならぬわけですから、日本の役割というのはおのずとはつきりするんじゃないですか。

これだけ大事なタイミングです。戦後七十二年目にこまで話が進んできたということは、いろいろあったって、会議が開かれることになったわけです、国連のもので。ここを本場に大事にするのが日本政府じゃないですか。

それに対して、条件がどれだけ整っているかとか、いろいろなことを言われながら、結局、参加するかどうかはまだ決めない。そして、参加して、むしろきちっと禁止のためにリードするという態度もとられない。これは本場に情けないことだと思ふます。ここはしっかりと改めるべきだと、大臣、改めてそのことを問いたいと思ふます。

○岸田国務大臣 非核兵器国の高い理想、これは大変とうといと思ふます。ただ一方で、核兵器国の、実際に核兵器を持っている核兵器国の協力なくして結果を出すことができない、このことも、この四年余り外務大臣をやりながら強く感じてきたところでもあります。よって、この両者の橋渡し役こそ、唯一の戦争被爆国として重要であると認識をしております。

先ほど申し上げました二つの認識のもとに、核兵器国と非核兵器国の協力を得、そして、現実的、実践的な取り組みを行うという我が国の立場を盛り込んだ決議は、昨年、今議論になっております核兵器禁止条約交渉を開始するという中身の決議とあわせて国連で採択をされました。

この問題、今御指摘のこの決議については賛成百十三という御指摘がありました、我が国の立場に基づいてつくった決議は、アメリカにも共同提案国になつてもらい、合わせて百六十を超える

多くの国から賛成を得ています。

我が国の基本的な立場に基づいた決議がこれだけ多くの国々から支持をされているということを考えましても、我が国の立場はこれからも大事にしていかなければならない、その立場に立つて具体的にどうあるべきなのか、唯一の戦争被爆国としてしっかりと責任を果たすためにはどうしたらいいか、こういった観点からこれからも努力を続けていきたい、このように考えます。

○笠井委員 今、非核兵器国が掲げる主張というのは高い理想でとうとうという話を言われましたが、理想として高くとうとうというのとはもちろんですけれども、しかし、何よりも、二度と核兵器の惨禍を繰り返させてはいけない、まさにそういう国々が、広島、長崎の原点、そして被爆者の訴えも受けとめながら、国際社会の中で主張もし、議論もし、やってきたという中でできたものです。

そして、大臣が先ほどから言われますけれども、安全保障環境とか言われるけれども、だったら、そういう点で、北朝鮮の核・ミサイル開発だって、本当にとめるためにどうするか。外交努力が必要、同時に、より根本的にはこの地球上から核兵器をなくすということが本当に必要なということに立つたときに、まさにそれは、理想だとかあるいはとうとうというふうに言うにとどまらず、現実の課題として、喫緊の緊急課題という位置づけが本当に必要なんじゃないでしょうか。

そして、日本政府が決議をこの間提案してきた。百十三カ国で、賛成が多かった。被爆国が提案した決議、多くの人が賛成するでしょう。しかし、では、その決議に基づいて核兵器がなくなるということ、CTBTにしても、そういう部分措置についても、あるいは核兵器の禁止ということに関しても、あるいは核兵器廃絶、ない世界に対して、では、ただこれの前進んだかといえ、進んでいないわけでしょう。その決議で進んだんだっただけで我慢していいですけれどもね。

本当に、だから今どうしたらいいかということを実際に考えるというのが国際社会の今本当に共通してやらなきゃいけないところで、そういう点で、今まさに目の前に国連が主催するそういう会議が開かれるわけですから、これを重視しない手はないというふうに思います。

そして、日本政府でいうと、核兵器国と非核兵器国の橋渡しとか、あるいは亀裂を生まないようにしてというふうなことを言われますけれども、日本政府自身が、まさにそういう点で核問題でいえば、米国の核の傘に頼っているわけですね、核抑止に。ですから、こういう歴史的な会議でも被爆国にふさわしい役割を発揮できずに、世界からは、核兵器国と同様の側面をとっているというふうに見られてしまうことになると思うんです。

現実には交渉が開かれるようになった以上、私は、被爆国政府としてしっかりと出席をして、さまざまなアプローチ、作業部会以来それが議論されてきて積み上げがある、その最終報告もあつて、その上に立つて国連の総会の決議があり、今度交渉会議が開かれるわけですから、その場でさまざまなアプローチについて、では、出ているけれどもどうしようかということ議論が当然出るわけですから、それに真摯に耳を傾けて、そして、被爆国日本の政府としては、被爆の実相も積極的に語る、被爆者の発言の機会もしっかりとそこで確保するというのをやりながら、今回の会議が核兵器禁止条約の一日も早い締結に向けて具体的な成果を上げるように力を尽くすべきだ、重ねてそのことを大臣に求めたいと思うんですが、いかがですか。

○岸田国務大臣 核兵器のない世界を目指すという課題に向けては、さまざまな議論があり、アプローチがあると承知をしています。

しかしながら、現実には核兵器のない世界を目指すに当たっては、我が国の現実的かつ実践的な取り組みこそ最短の道であると確信をしています。その最短の道において具体的な結果を出すため

に、我が国は具体的な努力をしなければなりません。

そういった観点から、さまざまな課題についても具体的な行動を決定していきたいと考えます。

○笠井委員 広島、長崎への原爆投下から七十二年目。先ほど申し上げましたけれども、ここまですり前向きの国際社会の、そして国連の場での激動が起こったのも、核兵器のない世界を目指す諸国政府、世界の反核平和運動、市民社会の運動、そして何よりも被爆者を先頭に日本の原水爆禁止運動が一貫して被爆の実相を訴えて、そして核兵器の非人道性、残虐性を告発して、核兵器全面禁止そして廃絶を求めてきたからだと思っています。

そして、そういう運動の中で、日本政府だって、私がかつて麻生外務大臣に、被爆の実相をどう広げるのか、パンフレットをつくったときに、もつとわかりやすいような形で、被爆者の訴えや、そして、あのときたしか漫画とかという話もあつたのかもしれないが、そういうイラストも含めてということ、大いに知恵を出してやっていこうじゃないかといって、大臣も当時、大いに取り入れてやりましたということ言われましたけれども、そういう努力があつたからだと思うんです。

核兵器禁止条約を仮に最初は核兵器国が拒否したとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されることになる。NPTでいうと、核兵器は合法という上に立つて、どう不拡散という議論で、枠組みでしただけでも、今度禁止条約ができれば、初めて核兵器が違法化されることになる。あらゆる兵器の中で最も残虐な兵器、核兵器に、そういう意味では悪の烙印を押すということにもなります。そうすれば、核兵器国は、法的拘束は受けなくても、政治的、道義的拘束を受けて、そして核兵器廃絶に向けて、世界は新しい段階に入っていくということになると思うんです。それこそ、私は、核兵器がない世界に向けての一番の最短の道だ、そのことを改めて強調して、引き続きこの問

題を議論し、質問していきたいと思っています。終わります。

○三ツ矢委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは、所信質疑という言い方でいいんですかね、大臣、よろしくお願いします。

大臣はもうお忘れだと思えますが、私がまだ役人のころに、大臣とちょっと、会食と言ったら怒られるかな、別に役人と会食してもいいですよ、させていだいたことがありまして、あの当時は自民党から立候補したいなど。冗談ですよ。まあ、そういうふうな思いながら大臣を仰ぎ見ていたわけでありまして、紆余曲折があつて、曲がついていくわけじゃないんですが、大阪で維新の会をやらせていただいております。また御指導をよろしく願います。

それにしても、小熊委員。この小熊委員が先ほど……（発言する者あり）上品にやります。大臣に、総理を目指しているんじゃないか、何かそういうことを口走っていました。あ、皆さん、済みません。私、委員会の雰囲気を変えてしまおうということでよく怒られるんですが、大丈夫ですか。許して。中山委員も大丈夫だと。長尾さんなんか、もう笑顔で言っていたので、ありがとうございます。

僕はすごく失礼だと思つてます。私が仰ぎ見る岸田大臣に、総理の何か狙っているんじゃないか。私がよく国会で、何か暴言だとかいって、懲罰動議を去年は四ついただきましたが、よっぽど懲罰動議に値すると思います。ああいう野党の一委員が、まだべいべいの。あ、済みません。

大臣に、一國の外務大臣ですよ。あんた、総理を狙っているんじゃないかと。言葉遣いはこういうのじゃないけれども。僕は失礼だと思つてます。少なくとも上品ではない、下品だと思つてます。どうですか。

○岸田国務大臣 私の立場は、今、外務大臣であ

りますので、外務大臣としての職責を全うするべく、全身全霊努力するというのが私のとるべき態度だと思ひます。

それに対して、どう評価されるか。これはそれぞれ、議員の皆様方の見識に基づいての御発言だと思ひますので、御発言については、いろいろ承らせていただきます、また今後参考にさせていただきますと思ひます。

○足立委員 さすが、岸田大臣はやはり大きいです。すかね、一々こういうのに目くらまを立てて、何言っているんだということはありますが、私がかわりに、またいろいろ文句を言っておきまから。またその辺、余り関係ないですけども、お含みおきをいただければと思ひます。

それから、もう笠井委員がおられなくなりまして、きょうは、最初、北朝鮮の弾道ミサイルの話ですが、その後には安保法制の話します。

安保国会では岸田大臣も答弁に立たれて、大変御苦労されたと思ひます。私、この委員会で、国民の代表ですから、各政党がいろいろな意見を述べる、これは当然だと思ひますし、何も問題ないと思ひますが、しかし、笠井委員個人に私が何か問題があるということではありませんが、共産党とか民進党が、あれだけ安倍総理や岸田大臣に向かって、あるいは防衛大臣に向かっていろいろ罵倒して、プラカードを掲げて、国会の前であいうデモをする。戦争法だというレッテル張りをしてきた。そういう政党に所属する委員たちがこの外務委員会で偉そうに国益を議論するというのは、僕は本当におかしいと思ひますよ。

ちよつと、もうやめろという感じなのでやめませんが、本当におかしいと思ひているんですよ。しかし、国会だから。国会というのは、政府から国会というのは、いろいろ通してもらわないとあかぬので、条約も。だから、お気持ちにはわかりませんが、しかし、私たちは私たちが、言うべきことは言っていくという立場で、やはりおかしいと。何を偉そうに国益を議論しているんだと。あれだけ安保法制を罵倒しておいて、では、どうやって

日本国を守るのか、ちよつと試みてみるということに大臣も本当は言いたいだろうなということ、これも私が代弁をしておきたいと思ひます。大臣の代弁なんて言ったら僭越だから、それは俺の代弁じゃないと思われていいと思うので、ひとり言だと思つていただいたいと思ひます。

ちよつと戻ります。北朝鮮の弾道ミサイルについてはもう十分議論がされてきていると思ひますが、一点、よくわからないところがあります。

おとついの予算委員会、総理も、これは北朝鮮が新たな段階の脅威であることを明確に示すと。新たな段階とおっしゃるからには、これは何か、三つが四つになった、四つが五つになったという量的なものではなくて、質的に変わったんだ、段階、ステージというのはそういうことだと思ひますが、防衛省でいいですよ、どういふふうに質的に変わっていくんですか。

○岡政府参考人 お答え申し上げます。

今回の北朝鮮によるミサイルの発射につきましては、四発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、いずれのミサイルも約千キロ飛翔し、そのうちの三発が我が国の排他的経済水域内に、残りの一発が排他的経済水域の付近に着弾したものと見られておりまして、これは北朝鮮が新たな段階の脅威であることを明確に示すものと私どもとしては思つておるところでございます。

最近の動向として見ますと、北朝鮮は昨年、核実験を二回行つておりますし、また、二十発以上の弾道ミサイルを発射して、北朝鮮が新たな段階の脅威となつてきている状況のもとにおいて、今般の弾道ミサイル発射がこうした新たな段階の脅威を改めて明確に示したものだといふふうに私どもとしては認識をしております。

こうした北朝鮮による核・ミサイル開発の継続や累次にわたる弾道ミサイル発射は、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を損なう安全保障上の重大な挑発行為であり、断じて容認できないものでありますし、また、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も行わないことを北朝鮮に義務づけた関連の安保理決議にも明白に違反しているものでございます。

防衛省・自衛隊といったしましては、引き続き、米国や韓国とも緊密に連携しつつ、重大な関心を持つて情報の収集、分析に努め、我が国の平和と安全の確保に万全を期す所存でございます。

○足立委員 ありがとうございました。何発、何発という量が多いいんだというのはいかにもありますが、それは新たな段階の脅威なんですか。

○岸田国務大臣 総理初め政府として、新たな段階の脅威という言葉を使い始めたのは、昨年の北朝鮮のさまざまな挑発行動を受けてのことであつたと認識をしております。

昨年、北朝鮮は初めて一年のうちに二回核実験を行いました。二十発以上の弾道ミサイルの発射も行いました。確かにこういった数的なものもあるわけですが、その発射のありようにつきましても、昨年は三発、そして今回は四発ですが、同時にミサイルを発射するとか、移動式の発射台を活用するとか、それから昨年はSLBM、潜水艦からも発射するということがありました。

こうした弾道ミサイルの小型化ですとか、あるいは弾頭化が進んでいるのではないかと、こういった質的な変化もさまざまに指摘をされておるところであります。

ですから、こうした数的な意味においても、また質的な意味においても、これは新たな段階の脅威だといふふうに認識をし、こういった用語を政府として使わせていただいている、こういったことであると認識をしております。

○足立委員 もう少しこの議論をしておきたいんですが、もうやめたいと思ひますが、もう少しやりたいたいと思ひます。

もともと北朝鮮が持つてくる技術、軍事技術というのは低いところから上がつてきているわけですが、私が一般市民の立場、一般市民とい

うか国民一般の立場から考えると、仮に、多少私も国会議員ですから知識がそれなりにあると思つていますが、ない方から見れば、普通の方ではないです、北朝鮮の脅威というのは二つの脅威があると思ひます。

ちよつと乱暴な議論で、大臣、申しわけないんですが、一つは、非常に技術が拙いので、間違つて日本の国土に落ちちゃうんじやないかという心配。それから、大変精度が上がつてきたので、沖縄とか東京とか大阪とか、そういうところを狙撃すれば当たつてしまふ、要は当てることのできる。いろいろな意味でのものがあると思ひます。

あんな排他的経済水域に落ちたということは、これは失敗したら日本の国土に、何というんですか、そういうのは、日本の国土に……(発言する者あり)着弾、着弾してしまふおそれとかを国民は感じておられると思ひます。脅威というのはそういう脅威なのか。もつと長い目で見たときに、軍事的ないろいろな判断として脅威なのか。国民は心配した方がいいんですか。北朝鮮の弾道が頭の上に落ちてくるリスクがちよつとあるんだと心配した方がいいのか、心配しなくていいのか、どっちですか。

○岸田国務大臣 北朝鮮のこの技術のありようについては、我が国のみならず米国、韓国、関係国とも連携しながら、情報収集、分析に努めています。そして、そのレベルについて詳細を申し上げることは事柄の性質上控えなければならぬと思ひますが、いづれにせよ、少なくとも、先ほど申し上げましたさまざまな点から考えますときに、北朝鮮のこの技術のレベルが上がつていて、進化しているということとは間違いないところではないかと、このように認識をしております。その点において、我が国に対するこの脅威が高まつていて、いづれにしましても、全体として我が国に対しての脅威は高まつていて、脅威は新たな段階にあると認識をしております。

○足立委員 一応、国会質疑であり、私も野党でありますので、外務大臣としての職責を全うするべく、全身全霊努力するというのが私のとるべき態度だと思ひます。

すので、嫌がられながらも更問いをしますが、日本の国土に着弾をする、あるいは、領海と言つていいのかな、要すれば国土でいいですよ、そういうのに着弾をするリスクはあるのかなのか、今、それは難しいですか。

○岸田国務大臣 着弾する確率があるのかないのか、高まっているのかということですが、そもそも北朝鮮の意図がどこにあるのか等も含めてそれは考えなければならぬと思いますし、北朝鮮の意図あるいは技術のレベルについての情報分析等についてはこうした場で明らかにするのは控えなければならぬと思います。

いずれにせよ、全体を総合的に判断する中で、脅威は高まっている、新しい段階にあるという認識について、政府として申し上げさせていたたいる次第であります。

○足立委員 我が国の国土に着弾させる技術は既にあると言えますか。

○岸田国務大臣 そうした具体的なことについて申し上げるのは控えたいと思います。

引き続き、情報収集、分析に努めます。

○足立委員 おつき合いをいただきまして、ありがとうございます。

政府としてはこまめだと思いますが、国民の皆様は、いろいろ報道に接しながら不安に感じられたり、あるいは無頓着、国民の皆様だから無頓着じゃないんだけれども、要すれば余り心配されていいない方もいらっしゃるが、大変懸念されている国民もおられるということだと、私は心配していますので、そういう方もいらっしゃると思います。

さて、報道でも、マレーシアと北朝鮮の関係について報道されています。これは簡潔で結構ですが、どういったことになっていて、特に見通しを御紹介ください。どなたでも結構です。

○四方政府参考人 お答え申し上げます。
マレーシアと北朝鮮は、互いの大使に対して、ベルソナ・ノン・グラータ、好ましからざる人物ということを宣告するとともに、相手国民を出国

禁止にする等、両国間の緊張が高まっているというふうに認識しております。

第三国間のやりとりでございますので、日本政府としてコメントすることは差し控えたいと存じますが、現時点で、この両国間の関係が我が国の安全保障に直接の影響を及ぼすような特異な事象は確認しておりません。

いずれにしても、政府としては、引き続き、関係国と緊密に連携し、北朝鮮の動向について情報収集、分析に努めるとともに、いかなる事態にも対応できるよう万全を期していきたいと存じます。

○足立委員 今、直接の影響はない、こういう御答弁ですが、何か、間接にはあるんですか。

○四方政府参考人 先ほどの答弁にもございましたけれども、今回、北朝鮮による弾道ミサイルの発射が行われたということで、北朝鮮による核実験やたび重なる弾道ミサイル発射というのは、我が国を含む地域及び国際社会の安全保障に対する明らかな挑発行為でございますので、それについては、我が国として、断じて容認ができませんというふうに考えております。

いずれにしても、政府としても、引き続き、アメリカ、韓国等、関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮の動向について情報収集、分析に努め、いかなる事態にも対応できるよう万全を期していきたいと存じます。

○足立委員 本日はこのマレーシアと北朝鮮の関係についての見通しをいろいろ教えていただきましたところですが、まさに今御答弁があったように、第三国同士の関係について日本国の政府のメンバーがなかなか言及できないということも理解はできますので、また別途の場で継続して議論をしていきたいと思います。

さて、冒頭も申し上げた安保法制、これは外務大臣の所掌関係はそれこそ直接的ではないことは承知していますが、結構、私も日本維新の会はこれにこだわっています。
私たちは、安保法制について、やはりちよつと

行き過ぎじゃないかという部分があつて、対案、独自案という形で、我々がやればこういう線引きの法律になるというのを国会に提出させていただきまして、民進党さんのプラカード騒動に巻き込まれて、巻き込まれてはいないですね、邪魔をされて、しっかりと国会で審議を尽くすことができたとは思っていません。そのこと自体はきょうここで改めて議論するつもりは全くありませんが、ただ、合憲性について国会で議論になったのは事実です。安保法制の合憲性について、国会で議論になったのは事実であります。ただ、私は、政府よりも野党四党に、当時四党だったかな、違和感を持っています。

どうしてかといえば、当時の安保法制は、まず、それに先立つて、政府は閣議決定で憲法の解釈を変更しました。その上で、法律案については国会の多数で議決をしています。これ以上の民主主義はないですよ、これ以上の民主主義はないわけです。民主的じゃないとか、何かひどいことを、レッテル張りをされていましたが、最高の手続を踏んでいるわけでありまして、

もしこの当時の安倍政権の安保法制に異論がある勢力があるとすれば、最後の手段は司法に訴えるしかないですね。ところが、日本の司法府は、最高裁判所が判断しないという立場をとっているのです。物によつてはなかなか司法府がしかるべき役割を果たせていないというのが日本の現状です。

そこで、日本維新の会は、今、私も憲法審査会の委員も拝命していますが、憲法を変えよう。と緊急事態とかいろいろ議論があるのは承知してありますが、憲法裁判所をしっかりと整備する。もちろん、最高裁判所の憲法部とかいろいろ議論がありますが、そういう細かいことはさておき、司法府がしっかりと安保法制等の立法についてその合憲性を判断できる、そういう統治機構をつくり直していかなければ、いつまでたつてもああいうプラカード騒動から日本の国会が脱却することができないんじゃないかという懸念を日本維新の

会を持つているわけです。

したがって、安保国会で対案を出し、そして今、憲法審査会に憲法裁判所の設置をすべきだという憲法改正草案を公にして、これから議論をしていきたい、こう思っているわけでありまして。

外務大臣の所管とはちよつと離れますが、安保国会で御苦労されたお立場として、私が今申し述べた立場、私は、自分がおかしなくて、ほかの野党四党はおかしい、こう思っているわけですが、外務大臣も同じだと思うんですが、どうでしょう。

○岸田国務大臣 まず、平和安全法制については、その内容についても、また手続についても、現行憲法との関係において、これは適切に制定されたものであると私は認識をしております。

その上で、司法の判断ということで申し上げるならば、憲法解釈を最終的に確定する機能を有する唯一の機関は、現状、最高裁判所でありまして。ただ、抽象的な憲法判断ができるかというような観点から、憲法裁判所というようなものを設置し、具体的な訴訟事件を離れて、抽象的な憲法判断の機能を付すべきであるという御提案があるということ、これも承知をしております。

そして、それについてどう考えるかということであるならば、これは大変大きな問題であり、この議論を国民レベルでもしっかりと深めた上で判断すべき問題ではないかと思ひます。問題点あるいは論点の指摘としては大変重要な指摘だと思ひますが、これをどう判断するかということについては、もう少し議論を深める必要もあるのではないかと、このように考えます。

○足立委員 ありがとうございます。

私は今、大臣がおっしゃったお立場はよくわかりますし、決して問題というか矛盾があるわけではありません。ただ、野党四党が示している立場というのは矛盾があると思うんですね。

どういう矛盾かという点、繰り返しになります。が、我が国の統治機構のもとで、内閣が解釈について決定をし、国会の多数が法律を可決、成立せ

しめた、それに異論を持つてゐるわけですね。先ほど大臣がおっしゃったように、その異論を載くことが、それについて取り上げることができるとは司法府だけです。普通は、野党四党は日本維新の会の憲法裁判所の提案に賛成するのがロジカルな、それしか僕は想定できないですね、私は偏狭だからかもしれませんが。だから、私は、野党四党のロジックというのを理解できないでいます。大臣は理解できますか。野党四党のロジックです。

○岸田国務大臣 平和安全法制を初めとする国会での議論と司法との関係については、先ほど申し上げたのが私の認識であります。

野党のロジックということについてどう考えるかという御質問については、ちよつと野党のロジックということ自体、十二分に把握しておりますので、あくまでも私の考えは先ほどのとおりだということ繰り返させていだきたいと思ひます。

○足立委員 ありがとうございます。

さて、ことしに入つて、世界全体が、まあ去年からですね、大きく変動をしてきています。

トランプ大統領が一月に誕生し、イギリスのEU離脱の手續も肅々と進んでいます。また、余り注目されていませんが、私たちの統治機構改革との関係で大変重要だと思つて注目してきたのは、イタリアの憲法改正であります。国会の仕組みも抜本的に変える、一院制にするんだつたかな。それから地方制度も抜本的に変える。国会のたしか、ちよつと今準備してきていないので忘れましたが、イタリアの一つの院は地方の院にする。地方の政治家が、地方の首長たちが一つの院を形成して、ちよつとごめんなさい、失念しましたのでやめておきますが。いずれにせよ、レンツィ首相が大変アンビシャスな提案をして、政治生命をかけて国民投票に付した憲法改正案は、イタリア国民に否決をされた。

これもマスコミは、この三つ、トランプもEUのごたごたも、またイタリアの問題も、マスコミ

はえてして、ポピュリズムが蔓延をして、いわゆるポピュリズムというものがそういうものを生み出しているんだという論調がマスコミには多いんですが。

きょう伺いたいのは、大臣の御見解、御見識です。そういうふうな世界で今起こっている、トランプ、EU、そういう大きな変動というものをどういうふうに捉えていらつしやるか。いやいや、別に變動でも何でもなし、四年に一度の大統領選挙があつたんだ、イタリアではレンツィが失脚したんだ、イギリスはいろいろこうだ、単に事象の集まりとして淡々と認識をされているだけだと理解したらいいか。今私が紹介申し上げたような幾つかの大きな事柄を何か統一的に認識されている部分があれば、御紹介をいただきたいと思ひます。

○岸田国務大臣 御指摘の三点、トランプ大統領の就任、英国のEU離脱、そしてイタリアでの国民投票についてですが、まず、いずれも、それぞれの国の民主的なプロセスに従つて国民の皆さんが判断したことでありまして。そうした選挙や国民投票の結果について、私の立場から何かコメントするのは、評価するのは控えなければならぬと思ひますが、少なくとも、こうした動きの結果として、国際社会に保護主義的な傾向あるいは内向きな傾向が広まつているのではないかと、強まつてゐるのではないかと、こういったことは指摘をされてゐますし、私も感じます。

そして、ことしは、これからも主要国で大統領選挙やあるいは国政選挙がメジロ押しであります。こうした選挙の結果によつては、変化の可能性のある一年だということも言えるのではないかとと思ひます。

その中で、我が国としましては、やはり自由とか民主主義とかあるいは自由貿易というこの基本的な価値、これはこれからも重要であると思ひます。こういった基本的な価値がこれからもしっかりと守られるのかどうか、こういった観点からこういった動きを注視していきたい、このように感じます。

○足立委員 ありがとうございます。

この点についても一言というか、もう一点。今、自由貿易ということをおっしゃいました。

私も通産省にいたことがありますので、よくそれは承知をしているつもりなわけですが。先ほど大臣が御紹介されたように、世界は保護主義的な傾向を、一定、強めつつある、そういう評価があり得るわけですが、日本の外交戦略として、今までどおり自由貿易ということを主張し続けていればこの難局は乗り越えられるのか、もうちよつと戦略的なことが、押したり引いたりということですが、必要だと考えているか、その辺がちよつと関心事項なんですね。

なぜかという、結局、自由貿易というのは、今や、安倍総理がアメリカに行くときに、ちゃんと自由貿易だと言つてこいよと共産党が言う時代ですからね。言つていないかな。笠井さんがいらつしやつて、ちよつとつかつたことは言えないですね。安倍総理がアメリカに行くときに、野党がこぞつて、あの中国までもが、自由貿易だと言つていたような記憶があります、コメントでね。要すれば、トランプさんがああいふ立場をとつてゐるものだから、何か今までも自由貿易を支えてきたとは思えない勢力が自由貿易を掲げていろいろといちやもんをつけてくるということがあつた時代です。

だから、私は、日本の戦略としては、もう少し高度な、単に主義主張を一本やりに主張するだけではなくて、目には目をじゃありませんが、トランプ政権を初めとする世界とこれからやり合つていくに当たつては、単にこれまで日本が尊重してきた理念を掲げるだけでは足りないのではないかとと思ひますが、どうでしょう。

○岸田国務大臣 まず、今の国際社会の状況、グローバルなサプライチェーンが存在し、技術が革新している、こういった状況を考えますと、これから、国際社会にとって、自由で公正な経済ですとか自由貿易というものは重要であると認識をしますし、我が国にとりましてこうした考え方は

大変重要であり、我が国も、国益の観点からこうした考え方を重視していかなければならないと思ひます。

そして、その上で、単に主張するだけではなくいろいろな考えなければならぬのではないかと、御指摘について、あえて申し上げるならば、これからは自由や民主主義や自由貿易、こういった基本的な価値を大事にするためにも、グローバル化の負の側面にもしっかりと目を向けていく、こういった態度が重要なのではないかとと思ひます。

このグローバル化の負の側面、例えば格差の問題についても、それぞれの国が国内において、社会保障ですとか教育政策を通じてこの格差の問題に取り組みのも重要ですし、国際社会においては、例えば、国連において採択されましたSDGsがあります、このSDGsへの取り組みを進めることによって、こうした格差の問題にもしっかりと取り組んでいく。そして、そういった取り組みをすることが、結果として、自由で公正な経済、あるいは自由貿易を引き続き大事にしているという姿勢につながっていくのではないかと、こんなことが、感じるところであります。

○足立委員 ありがとうございます。

大変感銘をいたしました。まさに同じ思ひで、日本維新の会は、少子高齢化、少子化を乗り越えるためにも、あるいは格差を是正していくためにも、教育無償化という柱を今掲げている。後ろからまねをしてついでくる民進党という党もありますが、我々は教育無償化を憲法に規定すべきだということ掲げているということは、改めて紹介しておきたいと思ひます。

最後に一点。ああ、時間が来ましたね。もう終わります。終わりますが、実は、最後にやりたかつたのはツイッターですね、トランプさんのツイッター。いろいろ外務省あるいは官邸がどういうふうなソーシャルネットワーク、SNSを使つていらつしやるかは、もうここで確認しています、ぜひ英語では、岸田大臣個人の名前で、英語での発信もしていただきたいというふうにお願

いをして、質疑を終わりたいと思います。
ありがとうございます。

○三ツ矢委員長 次に、玉城デニー君。
○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

きょうの最後の質問になります。どうぞ、関係省庁、きょうは法務省にも来ていただいておりますので、後ほど人権問題についてる質問をさせていただきます。ありがとうございます。

まず、冒頭、岸田外務大臣にお伺いしたいのは、実は、今国会、百九十三通常国会の政府の外交姿勢、それからこの委員会の大臣所信などの中で、これは私の感想なんです、いわゆる人権擁護などの国際的な問題についての大臣からの言及が少し足りなかったのではないかなというふうに感じております。ですから、きょうは人権問題についての質問を用意させていただいておりますので、冒頭、大臣から、この人権擁護及び人種差別撤廃などの国際規範についての御見解など、まずお伺いしたいと思います。

○岸田国務大臣 私の所信の中で、人権について触れていないのではないかと、触れることが少なかつたのではないかと、こういった御指摘については謙虚に受けとめたいと思います。

我が国の人権に対する基本的な方針が変わったということでは決してありません。自由とか民主主義、人権、さらには法の支配、こういった基本的な価値を重視しながら外交を進めていく、こういった基本的な立場は全く変わらないということ、まず申し上げさせていただきたいと思えます。

また、人種差別は、人種、民族の出身等に基づく区別、排除等によって、平等の立場で人権及び基本的自由を享受することを妨げる行為であり、人種差別撤廃条約を初め人権諸条約を締結している我が国としては、こうした問題にもしっかりと取り組んでいきたい、このように考えます。

○玉城委員 ありがとうございます。冒頭、まず大臣からそのお話を聞かせていただきました。では、ハーグ条約に関する件から質問をさせていただきます。

両親の離婚などで一方の親が無断で子供を国外へ連れ去り、残された親が会えなくなるという、その問題を解決するための取り扱いを定めているのがハーグ条約ですが、一九八〇年、オランダのハーグ国際私法会議で採択され、八三年に発効、そして、本邦、我が国は二〇一四年四月にハーグ条約に加盟しています。発効から実に三十年が経過して条約に加盟したということですが、さて、実は、沖縄でこういう事例がありました。

御紹介いたしますと、沖縄県内に住むお母さんから、米国人のお父さんの両親と暮らす一歳九カ月の娘の返還について、この母親から二〇一六年十月にアメリカのフロリダ州連邦地裁へ申し立てを行った件で、フロリダ州連邦地裁が現地二月十七日付で母親側の請求を認め、子供の返還を命じる決定を下しております。これは三月一日に沖縄での地元紙で既に報道されている内容です。

どういう状況だったかということをし御説明させていただきますと、この母親は、二〇一四年五月、在沖米陸軍所属男性と結婚をし、翌一五年三月、男性の勤務地異動に伴って米国に渡りました。その折、妊娠中だったんですが、その妊娠中に、ドメスティック・バイオレンス、DVを受けて帰国をします。帰国した後、七月に娘さんを出産いたしました。ところが、その年の十月に父親の親族の結婚式の出席を求められて再び渡米いたしました。その際、自分と娘が妻からDVを受けているという父親による虚偽の告発で母親が逮捕され、その娘さんは父の両親に引き取られ、娘さんのパスポートは父親が保管しておりました。父親側がフロリダ州の裁判所に娘の親権を主張する訴えを起こし、認められ、以降、母子がそれぞれ別々になっていったんですね。その後、母親からハーグ条約に基づいて二〇一六年十月に娘さんの引き渡しを申し立てていたもので、フロリダ州連邦地裁は二月十七日付で母親側の請求を認めたとのことです。

母親側の代理人によると、本邦、日本がハーグ条約に加盟してから、沖縄県内から返還申し立て

が認められたのはこの件が初めてだということも報道されています。

関係者によりますと、ハーグ条約については、実際にその当事者にならないと内容がよくわからない、今回のケースは結果的に裁判で認められたことで弁護士の手によるものが大変大きいと思うが、弁護士の手によるものがハーグ条約に詳しいわけではないと話しております。

家庭内暴力などが原因で結婚生活が破綻した場合、子供の処遇が深刻な問題となることは多いんですが、国境を越えた子供の連れ去りは、言葉や生活環境などから見ても子供に与える影響は非常に大きいということは考えられることであります。そこで、お伺いいたします。

ハーグ条約の締結、二〇一四年の四月以降、加盟後、現在までの我が国におけるこの条約関連の取り扱いなどの件数や、あるいは成立した件数などについてお聞かせください。

○能化政府参考人 お答えいたします。
平成二十六年四月一日にハーグ条約が我が国について発効して以降、本年三月一日までに中央当局が受け付けた援助申請件数、これは子の返還にかかわるものと面会交流にかかわるものがございますが、合計いたしまして二百三十三件でございます。

このうち、これまで日本と他の締結国との間で子の返還が実現した件数は三十六件であります。内訳といたしましては、日本から外国への返還が十九件、外国から米国への返還が十七件であります。（発言する者あり）外国から日本への返還が十七件であります。失礼いたしました。

○玉城委員 ありがとうございます。
このように、ハーグ条約締結後、実際に物事が進んでいくということは非常に重要なことだと思いますが、では、ハーグ条約締結の際に整備された国内法などについて、関係法令の説明をお願いいたします。

○能化政府参考人 我が国がハーグ条約を締結するに際しまして、同条約の実施に必要な国内手続

等を定めた、国際的な子の奪取の民事上の側面に係る条約の実施に関する法律、いわゆるハーグ条約実施法が制定され、ハーグ条約の我が国に対する発効日である平成二十六年四月一日に施行されました。

ハーグ条約実施法は、中央当局として指定された外務大臣の権限等を定めるとともに、子の返還申し立て事件の裁判手続等を定めております。

また、ハーグ条約実施法施行に合わせ、関連政省令も制定されております。

○玉城委員 実施法及びその関連の法案が制定されているということで、徐々にいわゆる国内のさまざまな引き取り、引き連れなどについても対処していくということが非常に重要だという方向は軌を一にしているというふうに考えております。

このハーグ条約の場合は、相談者が、それぞれ、移動や、あるいはさまざまな実費が出るということで、問題は持っているけれどもいかんともしたいという物理的な、また現実側面もございます。

この相談者の支援における財政的な支援、件数、内容、金額などを教えていただきたいと思います。

○能化政府参考人 中央当局であります外務省は、ハーグ条約の趣旨、目的に鑑み、ハーグ条約実施法に基づく援助申請事件の当事者等のうち、援助申請をみずから適切に行うことが困難な者に対して、公募、選定した弁護士による援助申請書作成等に係る支援を平成二十七年年度から外務省予算で実施しております。

この支援は、我が国からの連れ去り事案でも、我が国への連れ去り事案でも対象となりますが、対象者は、本件支援業務の委嘱を受けた弁護士から、合計六時間を上限として、日本語または外国語で援助申請書の作成方法に係る助言等を受けることができます。

本年三月一日時点までに十件の支援を実施しております。
○玉城委員 先ほど、かなりの件数が成立してい

と。かなりの件数というか、相談件数が二百三十三件、返還が成立したのが三十六件ということですが、支援の相談が十件というのは非常に少ないというふうに思いますけれども、そこはさらなる拡充をぜひお願い申し上げたいところであります。

ハーグ条約について、最後にお伺いいたしますが、この相談者が、例えば、外務省のホームページなどを見て、子の連れ去りに関する相談を求めたいという場合に、申請書類の手続などは若干煩雑ではないのかなというふうに思われます。

ですから、例えば沖縄では、一九七二年の復帰前からも、子供の連れ去りに関しては取り組んできた経緯などありますが、その場合には、やはり、市町村でありますとかあるいは県の、当時は沖縄政府の、そういう窓口などでの相談受け付けが多かったというふうに聞いております。

それでは、相談者が居住する行政体と外務省、本邦中央との連携に関する取り組みについてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○小田原大臣政務官 中央当局である外務省は、毎年、各都道府県等に対して、ハーグ条約に関するセミナー開催の希望の有無に応じて、各地の地方自治体、婦人相談所を含むDV被害者支援機関、入国管理局等に職員を派遣し、セミナーを開催しています。また、子を外国に連れられた親が警察に相談する場合もことから、平成二十八年度からは、各地警察等に対しても同様のセミナーを開催しています。

さらに、外務省は、ハーグ条約に関するパンフレットを作成し、地方自治体等に対し、窓口での配付や子の外国への連れ去りに係る相談があった場合等に活用するために、これを送付しているところであります。

○玉城委員 ありがとうございます。

では、ここからは、今度は、人権擁護に関する件でお話を伺いたいと思います。

NGO、非政府組織の反差別国際運動、IMADRは、名護市辺野古や東村高江における米軍基

地建設工事での抗議活動をめぐる警察やメディアなどの対応について、抑圧の激化や偏向報道などを指摘する報告書を作成し、国連人権高等弁務官事務所にて二月十四日まで提出したと発表されています。

この報告書は、IMADR、それから沖縄人権法研究会、沖縄大学地域研究所研究班との共同によって作成されており、内容は、激化する抗議行動の弾圧、機動隊員の土人発言、本土メディアにおける偏向した沖縄報道、人権救済制度の問題点、そして、ゲート前のイエローラインの法的根拠、恣意的運用についてなどの五項目から成っています。

この報告書は、昨年四月に、日本における報道の自由の現状を調査した国連特別報告者が、本年六月の国連人権理事会で言う報告に合わせて作成されたもので、IMADR関係者は、沖縄の現状について取り上げ、国際社会の目が沖縄の現状に向くことを期待すると語っています。

さらに、今、長く勾留されています三名の被疑者に対して、国際人権擁護団体アムネスティ・インターナショナルは、二月二十八日、家族との面会も許されず、健康状態にも不安を抱えながら、公務執行妨害などの罪に問われ長期勾留に置かれている山城博治沖縄平和運動センター議長を保護を求める特別報告を最高裁判所が棄却したことに対する声明を発表しています。

その内容は、即時に釈放し、速やかに適切な医療提供と家族との面会の保障、表現の自由、団結、平和的集会などの権利や拘禁者の人権を尊重し履行するという国際的義務を遵守することなどです。この内容については、安倍総理、西川検事総長、那覇拘置所所長宛てに書簡を送ると報道されています。

この山城議長勾留は四カ月以上に及び、弁護側からの保釈請求は今年七月までに十一回にも及ぶが、いずれも認められていません。その第一回目の公判が今年十七日に開かれますが、昨年十月十七日の器物損壊容疑で逮捕、勾留されてからこ

の初公判まで五カ月、寒い冬場の中にあつては靴下の差し入れさえ認められないなどという非常に人権侵害にかかわるような、そういう内容が問題視されています。

そのことについてお伺いいたします。

この非人道的な扱いに対する国際規約、法務省のホームページでは、「パリ原則に準じた国内人権機関設置に関する勧告・要請等」が出されています。政府から独立した国内人権機構の設立などですが、国連人権理事會、社会権規約、自由権規約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約など、このような勧告がなされているわけですが、その中で、自由権規約と今回のこの長期勾留における非人道的な扱いに対する問題性について、まず、外務省はどのように捉えていらっしゃるのかお聞かせください。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

勾留中の被疑者にかかわる事柄につきまして、これは、これから公判が行われるところであり、具体的な詳細は差し控えさせていただきますけれども、本事業につきましては、人権団体が国連人権高等弁務官事務所へ報告書を提出したことは承知いたしております。

本事業につきましては、関係機関において、逮捕、勾留を含め、我が国の関係法令に従い、適切に対応してきていると承知しております。我が国は、憲法九十八条二項に基づき、自由権規約を初めとする国際約束をこれまで誠実に遵守してきているところであり、本事業における政府の対応は、自由権規約との関係におきましても、整合的に行われているものと考えております。

○玉城委員 では、次に、法務省に伺います。

法務省の自由権規約の中で、二〇〇八年、自由権規約委員会の最終見解として、締約国がいまだ独立した国内人権機構を設立していないことに懸念を持って留意する、締約国は、パリ原則、国連総会決議に適合し、締約国が受諾した全ての国際人権基準をカバーする幅広い権限を有し、かつ、

公的機関による人権侵害の申し立てを検討し対処する能力を有する独立した国内人権機構を政府の外に設立すべきであり、機構に対して適切な財政的及び人的資源を割り当てらるべきであるというふうに勧告を受けています。

実は、私も、平成二十六年四月四日でそのことについて質問をさせていただきました。児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力、障害等を理由とする差別、学校や職場におけるいじめなどの問題を指摘し、公権力による人権侵害への対処も含めて、政府からの独立性を有する新たな人権救済機関の設置が必要とする答申が出されているというところで質問をしたところ、政府参考人から、平成二十三年八月に新たな人権救済機関の設置についての基本方針が出され、それを踏まえ、法務省において法案化の作業を進めた結果、平成二十四年十一月九日に、政府は人権委員会設置法案を第百八十一回国会に提出したが、同月十六日の衆議院の解散により廃案となったということです。

その廃案になって以降について伺いますが、この人権擁護推進審議会答申への法務省の見解及び現状の取り組みについてお聞かせください。

○萩本政府参考人 新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案が、平成二十四年、提出をしたものの廃案になった経緯につきまして、今委員から御紹介をいただいたとおりでございます。

そのような、法案を提出したものの廃案になったわけですが、さかのぼりますと、平成十三年に、国内では人権擁護推進審議会から、今委員からも御指摘がございましたが、人権救済機関に関する答申がありまして、その後、紆余曲折を経てきていたところではございます。

ただ、この問題につきましては、さまざまな意見があるところと認識しております。これまでされてきたその議論の状況を踏まえまして、人権救済制度の担い手となる組織や、その権限のあり方等も含め、幅広く検討する必要があると考えておりまして、法務省におきまして、なお適切に

検討を進めているところでございます。

そのような状況のもとで、法務省の人権擁護機関におきましては、法務省設置法四条二十九号等に基づき、全国の法務局、地方法務局におきまして、面接や電話、インターネット等の方法によりまして、人権侵害の被害を受けたといった人権問題に関する相談に応じ、適切な手続を教示するなどしてまいります。

また、法務省設置法四条二十六号等に基づき、人権相談や被害申告等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果を踏まえまして、人権侵害を行った者に対して説示、勧告をするなど、事案に応じた適切な措置を講ずることとしていくところでございます。

○玉城委員 そのための政府から独立した機構、機関が必要なのであり、その中でしっかり国際規約にのっとって審議され、問題が解決されること、真に我が国の人権擁護にとつての姿勢を示す大きな姿になるということを私は信じてやみません。

最後に、さまざまな、国連からの、国連人権理事会あるいは自由権規約委員会から出されている勧告といえますか、その要求に対して、少し紹介をしたと思います。

まず、国連人権理事会からです。簡潔に述べます。日本は、憲法及び人種差別撤廃条約に基づき、人種、民族等をも含め、いかなる差別もない社会を実現するための努力、及び国連の場合などにおいて人種差別撤廃に向けて積極的に活動していることを強調したというふうに政府は言っております。

であれば、その姿勢で、やはり、先ほど述べられたような、その目的を達するための機関が必要であるというふうに思います。

それから、これは、二〇〇八年、ジュネーブでの自由権規約委員会の見解です。締約国は、パリ原則に適合し、締約国が受諾した全ての国際人権基準をカバーする幅広い権限を有し、かつ、公的機関

による人権侵害の申し立てを検討し対処する能力を有する独立した国内人権機構を政府の外に設立すべきであり、機構に対して適切な財政的及び人的資源を割り当てるべきであるということです。

それから、委員会は、警察の内部規範で定められている被疑者取り調べの時間制限が不十分であること、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取り調べの機能を阻害するとの理由で取り調べにおける弁護人の立ち会いが認められていないこと、及び、取り調べの電子的監視の手法が散発的及び選択的に行われ、しばしば被疑者の自由を記録することに限定されていることを懸念を持って留意する、自由に基づく有罪率が極めて高いことに懸念を再度表明するとあります。

このように、国際社会から見ると、国際社会の取り調べのあり方と明らかに違っているこの日本の司法制度、取り調べ、検察の制度についても非常に強い懸念が寄せられているわけです。

私が先ほど長期拘留の話をしたのも、国際人権規約に基づいて、あるいは自由権規約に基づいてそれが行われていないということが、国際社会で日本がどのような法治国家として見られているかということに関しては、非常に重大かつ可及的速やかな解決を求めるべき問題が依然として存在しているというふうに思います。

最後に、岸田外務大臣にお伺いいたします。このような状況の中で、日本の人権擁護、それから差別撤廃、あらゆる国際規約に関して、国内的な手続も含めたその手だてについてどのようにお考えか、外務大臣として見解をお伺いしたいと思います。

○岸田外務大臣 御指摘の具体的な案件に対する政府の考え方、対応については先ほど説明させていただいたとおりであります。外務大臣の立場から申し上げるならば、先ほど申し上げたように、自由、民主主義、法の支配、そして人権、こうした基本的な価値を大事にしながら外交をしっかり進めていきたい、このように思います。そして、議論になりましたハーグ条約、あるいは自由

権規約、こうした人権諸条約の遵守、履行に真摯に努めなければならないと思います。

こうした考えのもとに、世界における人権擁護及びあらゆる差別の撤廃にしっかりと貢献をしていきたい、このように考えます。

○玉城委員 ありがとうございます。

質問を終わります。ニフューデービタン。

○三ツ矢委員長 次に、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣岸田文雄君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○岸田外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務

公務員の在勤基本手当の基準額を定めることであります。

改正の第二は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することであり、以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定については、平成二十九年予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○三ツ矢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十九分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一のうち二 総領事館の表中南米の項中「在リオデジャネイロ日本国総領事館」を「ブラジル」に改める。

別表第一のうち三 政府代表部の表に次のように加える。

別表第二を次のように改める。

アフリカ	アフリカ連合日本政府代表部	エチオピア	アデイスアババ
------	---------------	-------	---------

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	インド	円 710,000	650,000	614,800	円 594,200	円 563,300	円 511,800	円 460,300	円 408,900	円 367,700	円 347,100	円 326,500	円 305,900
	インドネシア	630,000	530,000	501,200	482,300	454,100	407,000	359,900	312,800	275,200	256,300	237,500	218,700
	カンボジア	620,000	600,000	565,900	545,200	514,300	462,700	411,100	359,500	318,300	297,600	277,000	256,400
	シンガポール	750,000	670,000	629,400	604,200	566,400	503,500	440,600	377,600	327,300	302,100	276,900	251,800
	スリランカ	570,000	560,000	524,200	505,800	478,200	432,200	386,200	340,300	303,500	285,100	266,700	248,300
	タイ	680,000	570,000	532,600	511,300	479,400	426,100	372,800	319,600	277,000	255,700	234,400	213,100
	大韓民国	830,000	700,000	650,100	624,100	585,100	520,100	455,100	390,100	338,100	312,100	286,100	260,100
	中華人民共和国	1,000,000	800,000	743,000	714,100	670,700	598,400	526,100	453,800	396,000	367,000	338,100	309,200
	ネパール	680,000	660,000	629,100	610,500	582,500	535,900	489,300	442,700	405,400	386,800	368,100	349,500
	バキスタン	800,000	740,000	703,700	684,400	655,400	607,200	559,000	510,800	472,200	452,900	433,600	414,300
	パシフィック オセアニア	780,000	750,000	715,400	693,600	660,800	606,300	551,800	497,200	453,600	431,800	410,000	388,200
	東ティモール	790,000	770,000	724,300	701,300	666,800	609,400	552,000	494,600	448,600	425,600	402,700	379,700
	フィリピン	670,000	570,000	535,400	514,800	483,800	432,300	380,800	329,200	288,000	267,400	246,800	226,200
	ブータン	660,000	640,000	604,800	584,200	553,300	501,800	450,300	398,900	357,700	337,100	316,500	295,900
	ブルネイ	650,000	630,000	587,100	563,600	528,400	469,700	411,000	352,300	305,300	281,800	258,300	234,900
	ベトナム	610,000	550,000	513,500	494,000	464,700	415,900	367,100	318,300	279,300	259,800	240,300	220,800
	マレーシア	590,000	530,000	497,600	477,700	447,900	398,100	348,300	298,600	258,800	238,900	219,000	199,100
	ミャンマー	640,000	620,000	585,600	566,000	536,600	487,700	438,800	389,800	350,700	331,100	311,500	292,000
	モルディブ	630,000	610,000	574,500	555,500	527,100	479,700	432,300	384,900	347,000	328,000	309,100	290,100
	モンゴル	640,000	620,000	587,600	568,400	539,700	491,900	444,100	396,200	358,000	338,800	319,700	300,600
	ラオス	690,000	660,000	625,800	604,300	572,200	518,600	465,000	411,500	368,600	347,200	325,700	304,300
大洋州	オーストラリア	720,000	640,000	600,400	576,400	540,300	480,300	420,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200
	キリバス	710,000	690,000	655,200	635,100	605,000	554,900	504,800	454,700	414,600	394,500	374,500	354,400
	クック	740,000	710,000	667,600	642,900	605,900	544,100	482,300	420,600	371,200	346,500	321,800	297,100
	サモア	650,000	630,000	594,300	572,500	539,800	485,400	431,000	376,600	333,000	311,200	289,500	267,700
	ソロモン	850,000	830,000	782,900	757,600	719,600	656,300	593,000	529,700	479,100	453,800	428,500	403,200
	ツバル	710,000	690,000	655,200	635,100	605,000	554,900	504,800	454,700	414,600	394,500	374,500	354,400
	トンガ	670,000	650,000	606,800	584,600	551,400	496,100	440,800	385,500	341,200	319,100	296,900	274,800
	ナウル	610,000	590,000	555,200	535,100	505,000	454,900	404,800	354,700	314,600	294,500	274,500	254,400
	ニウエ	740,000	710,000	667,600	642,900	605,900	544,100	482,300	420,600	371,200	346,500	321,800	297,100
	ニュージーランド	690,000	670,000	623,400	598,400	561,000	498,700	436,400	374,000	324,200	299,200	274,300	249,400
	バヌアツ	610,000	590,000	555,200	535,100	505,000	454,900	404,800	354,700	314,600	294,500	274,500	254,400
	パプアニューギニア	920,000	890,000	846,100	819,900	780,500	714,900	649,300	583,700	531,200	504,900	478,700	452,500
	パラオ	640,000	620,000	579,900	557,500	523,900	467,900	411,900	355,900	311,100	288,700	266,300	244,000

北米	フイジー	600,000	580,000	539,700	519,000	488,100	436,500	384,900	333,400	292,100	271,500	250,800	230,200
	マーシャル	650,000	630,000	591,100	569,500	537,000	482,900	428,800	374,700	331,400	309,700	288,100	266,500
	ミクロネシア	650,000	630,000	587,800	566,200	534,000	480,200	426,400	372,700	329,600	308,100	286,600	265,100
中南米	アメリカ合衆国	960,000	720,000	670,400	643,600	603,300	536,300	469,300	402,200	348,600	321,800	295,000	268,200
	カナダ	700,000	630,000	588,300	564,700	529,400	470,600	411,800	353,000	305,900	282,400	258,800	235,300
	アルゼンチン	590,000	570,000	531,300	510,000	478,100	425,000	371,900	318,800	276,300	255,000	233,800	212,500
	アンデス・グア・バーグ	650,000	620,000	584,000	561,400	527,600	471,200	414,800	358,400	313,300	290,700	268,200	245,600
	ウルグアイ	690,000	660,000	616,800	592,100	555,100	493,400	431,700	370,100	320,700	296,000	271,400	246,700
	エクアドル	720,000	690,000	648,600	624,700	588,800	528,900	469,000	409,200	361,300	337,300	313,400	289,500
	エルサルバドル	690,000	670,000	631,500	609,800	577,400	523,200	469,100	414,900	371,600	349,900	328,300	306,600
	ガイアナ	1,100,000	1,060,000	992,100	954,400	897,900	803,700	709,500	615,300	539,900	502,200	464,500	426,900
	キューバ	880,000	860,000	807,900	781,600	742,100	676,300	610,500	544,700	492,100	465,800	439,500	413,200
	グアテマラ	780,000	760,000	713,900	688,900	651,500	589,100	526,700	464,300	414,400	389,500	364,500	339,600
	グレナダ	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
	コスタリカ	670,000	650,000	605,000	581,600	546,500	488,000	429,500	371,000	324,200	300,800	277,400	254,000
	コロンビア	690,000	660,000	627,000	605,500	573,400	519,800	466,200	412,700	369,800	348,400	326,900	305,500
	ジャマイカ	640,000	620,000	584,800	563,400	531,500	478,200	424,900	371,700	329,000	307,700	286,400	265,100
	スリナム	1,080,000	1,040,000	975,800	938,700	883,200	790,600	698,000	605,500	531,400	494,400	457,300	420,300
	セントクリストファー・ネイビス	650,000	620,000	584,000	561,400	527,600	471,200	414,800	358,400	313,300	290,700	268,200	245,600
	セントビンセント	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
	セントルシア	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
	チリ	680,000	660,000	611,100	586,700	550,000	488,900	427,800	366,700	317,800	293,300	268,900	244,500
	ドミニカ	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
	ドミニカ共和国	710,000	690,000	648,100	625,800	592,300	536,500	480,700	424,900	380,200	357,900	335,600	313,300
	トリニダード・トバゴ	680,000	650,000	614,000	591,400	557,600	501,200	444,800	388,400	343,300	320,700	298,200	275,600
	ニカラグア	710,000	690,000	657,200	637,400	607,600	557,900	508,200	458,600	418,800	399,000	379,100	359,300
	ハイチ	870,000	850,000	805,500	782,700	748,600	691,600	634,600	577,700	532,100	509,300	486,500	463,800
	パナマ	670,000	650,000	606,000	582,600	547,400	488,800	430,200	371,600	324,700	301,300	277,800	254,400
	ペルー	640,000	620,000	584,800	563,400	531,500	478,200	424,900	371,700	329,000	307,700	286,400	265,100
	パラグアイ	630,000	610,000	575,000	554,300	523,200	471,500	419,800	368,000	326,600	305,900	285,200	264,600
	バルバドス	730,000	710,000	663,000	638,500	601,700	540,400	479,100	417,800	368,800	344,200	319,700	295,200
	ブラジル	720,000	700,000	651,500	626,200	588,400	525,200	462,100	398,900	348,400	323,100	297,900	272,600
	ベネズエラ	1,170,000	1,130,000	1,055,400	1,016,800	958,800	862,300	765,800	669,200	592,000	553,400	514,800	476,200
	ペリウズ	690,000	670,000	627,900	604,800	570,100	512,300	454,500	396,700	350,500	327,400	304,300	281,200
	ボリビア	710,000	680,000	642,500	618,800	583,300	524,000	464,800	405,500	358,100	334,400	310,700	287,000
	ホンジュラス	800,000	780,000	736,800	714,900	682,100	627,400	572,700	518,100	474,300	452,400	430,600	408,700
		660,000	640,000	601,100	581,100	551,100	501,100	451,100	401,100	361,100	341,100	321,100	301,200

	メキシコ	670,000	640,000	601,600	578,400	543,500	486,300	427,100	369,000	322,400	299,200	275,900	252,700
欧州	アイスランド	720,000	690,000	643,900	618,100	579,500	515,100	450,700	386,300	334,800	309,100	283,300	257,600
	アイルランド	670,000	650,000	605,500	581,300	545,000	484,400	423,900	363,300	314,900	290,600	266,400	242,200
	アゼルバイジャン	580,000	560,000	529,100	509,600	480,200	431,300	382,400	333,500	294,300	274,800	255,200	235,700
	アルバニア	660,000	640,000	606,600	586,000	555,200	503,700	452,300	400,800	359,600	339,100	318,500	297,900
	アルメニア	590,000	580,000	542,100	522,900	494,100	446,000	397,900	349,900	311,400	292,200	273,000	253,800
	アンボラ	680,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
	イタリヤ	740,000	670,000	622,600	597,700	560,400	498,100	435,800	373,600	323,800	298,900	274,000	249,100
	ウクライナ	560,000	540,000	510,600	493,000	466,600	422,500	378,400	334,400	299,100	281,500	263,900	246,300
	ウズベキスタン	660,000	640,000	597,900	576,000	543,100	488,300	433,500	378,700	334,900	313,000	291,100	269,200
	英国	910,000	770,000	718,500	689,800	646,700	574,800	503,000	431,100	373,600	344,900	316,100	287,400
	エストニア	520,000	500,000	471,000	452,200	423,900	376,800	329,700	282,600	244,900	226,100	207,200	188,400
	オーストリア	840,000	750,000	700,400	672,400	630,300	560,300	490,300	420,200	364,200	336,200	308,200	280,200
	オランダ	690,000	660,000	618,100	593,400	556,300	494,500	432,700	370,900	321,400	296,700	272,000	247,300
	カザフスタン	660,000	640,000	609,000	589,000	559,100	509,200	459,300	409,400	369,500	349,500	329,600	309,600
	キプロス	600,000	580,000	537,300	515,800	483,500	429,800	376,100	322,400	279,400	257,900	236,400	214,900
	ギリシャ	600,000	580,000	537,300	515,800	483,500	429,800	376,100	322,400	279,400	257,900	236,400	214,900
	キルギス	570,000	550,000	522,800	506,200	481,500	440,200	398,900	357,700	324,600	308,100	291,600	275,100
	クロアチア	580,000	560,000	521,100	500,300	469,000	416,900	364,800	312,700	271,000	250,100	229,300	208,500
	コソボ	610,000	590,000	553,800	533,800	503,900	454,100	404,300	354,400	314,600	294,600	274,700	254,800
	サンマリノ	690,000	670,000	622,600	597,700	560,400	498,100	435,800	373,600	323,800	298,900	274,000	249,100
	ジョージア	560,000	540,000	510,300	492,600	466,200	422,200	378,200	334,200	298,900	281,300	263,700	246,100
	スイス	930,000	900,000	836,500	803,000	752,900	669,200	585,600	501,900	435,000	401,500	368,100	334,600
	スウェーデン	760,000	730,000	683,900	656,500	615,500	547,100	478,700	410,300	355,600	328,300	300,900	273,600
	スペイン	670,000	650,000	605,000	580,800	544,500	484,000	423,500	363,000	314,600	290,400	266,200	242,000
	スロバキア	630,000	600,000	563,400	540,800	507,000	450,700	394,400	338,000	293,000	270,400	247,900	225,400
	スロベニア	590,000	570,000	531,100	509,900	478,000	424,900	371,800	318,700	276,200	254,900	233,700	212,500
	セルビア	580,000	560,000	523,800	503,800	473,900	424,100	374,300	324,400	284,600	264,600	244,700	224,800
	タジキスタン	700,000	680,000	650,300	632,600	606,200	562,200	518,200	474,200	438,900	421,300	403,700	386,100
	チェコ	600,000	580,000	538,500	517,000	484,700	430,800	377,000	323,100	280,000	258,500	236,900	215,400
	デンマーク	760,000	740,000	686,000	658,600	617,400	548,800	480,200	411,600	356,700	329,300	301,800	274,400
	ドイツ	780,000	650,000	610,900	586,400	549,800	488,700	427,600	366,500	317,700	293,200	268,800	244,400
	トルクメニスタン	750,000	730,000	695,500	674,500	643,000	590,400	537,900	485,300	443,300	422,200	401,200	380,200
	ノルウェー	790,000	760,000	710,300	681,800	639,200	568,200	497,200	426,200	369,300	340,900	312,500	284,100
	バチカン	690,000	670,000	622,600	597,700	560,400	498,100	435,800	373,600	323,800	298,900	274,000	249,100
	ハンガリー	580,000	560,000	518,800	498,000	466,900	415,000	363,100	311,300	269,800	249,000	228,300	207,500
	フィンランド	740,000	710,000	661,600	635,200	595,500	529,300	463,100	397,000	344,000	317,600	291,100	264,700
	フランス	780,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
	ブルガリア	560,000	540,000	506,900	486,600	456,200	405,500	354,800	304,100	263,600	243,300	223,000	202,800

	ベラルーシ	610,000	590,000	557,300	539,400	512,500	467,800	423,100	378,400	342,600	324,700	306,800	288,900
	ベルギー	700,000	680,000	629,800	604,600	566,800	503,800	440,800	377,900	327,500	302,300	277,100	251,900
	ポーランド	560,000	540,000	500,400	480,400	450,300	400,300	350,300	300,200	260,200	240,200	220,200	200,200
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	560,000	550,000	512,000	492,700	463,800	415,600	367,400	319,200	280,600	261,400	242,100	222,800
	ボルトガル	630,000	610,000	564,900	542,300	508,400	451,900	395,400	338,900	293,700	271,100	248,500	226,000
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	570,000	550,000	517,800	498,200	468,800	419,800	370,800	321,800	282,600	263,000	243,400	223,800
	マルタ	690,000	670,000	622,600	597,700	560,400	498,100	435,800	373,600	323,800	298,900	274,000	249,100
	モナコ	680,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
	モルドバ	590,000	580,000	541,700	522,500	493,700	445,700	397,700	349,700	311,300	292,100	272,900	253,700
	モンテネグロ	610,000	590,000	553,800	533,800	503,900	454,100	404,300	354,400	314,600	294,600	274,700	254,800
	ラトビア	600,000	580,000	540,000	518,400	486,000	432,000	378,000	324,000	280,800	259,200	237,600	216,000
	リトアニア	550,000	530,000	499,000	479,000	449,100	399,200	349,300	299,400	259,500	239,500	219,600	199,600
	リベリオンシユタイン	930,000	900,000	836,500	803,000	752,900	669,200	585,600	501,900	435,000	401,500	368,100	334,600
	ルーマニア	580,000	560,000	519,800	499,000	467,800	415,800	363,800	311,900	270,300	249,500	228,700	207,900
	ルクセンブルク	660,000	640,000	598,100	574,200	538,300	478,500	418,700	358,900	311,000	287,100	263,200	239,300
	ロシア	760,000	600,000	565,800	543,900	511,200	456,600	402,000	347,500	303,800	282,000	260,100	238,300
中東	アラブ首長国連邦	860,000	840,000	797,900	776,100	743,500	689,100	634,700	580,300	536,800	515,100	493,300	471,600
	イエメン	730,000	700,000	653,100	627,000	587,800	522,500	457,200	391,900	339,600	313,500	287,400	261,300
	イスラエル	920,000	890,000	849,800	825,000	787,800	725,800	663,800	601,900	552,300	527,500	502,700	477,900
	イラク	860,000	770,000	721,400	693,300	651,200	581,100	511,000	440,800	384,700	356,700	328,600	300,600
	イラン	960,000	930,000	884,600	859,200	821,200	757,700	694,200	630,800	580,000	554,600	529,200	503,900
	オマーン	820,000	800,000	755,800	732,300	697,200	638,600	580,000	521,500	474,600	451,200	427,700	404,300
	カタール	650,000	630,000	589,100	566,400	532,200	475,300	418,400	361,500	315,900	293,200	270,400	247,700
	クウェート	690,000	670,000	625,900	601,600	565,300	504,700	444,100	383,500	335,100	310,800	286,600	262,400
	サウジアラビア	720,000	690,000	648,400	624,400	588,500	528,700	468,900	409,000	361,200	337,200	313,300	289,400
	シリア	800,000	780,000	739,100	715,600	680,200	621,300	562,400	503,500	456,300	432,800	409,200	385,700
	トルコ	670,000	650,000	613,300	592,300	560,900	508,600	456,300	404,000	362,100	341,200	320,200	299,300
	バーレーン	610,000	580,000	549,000	528,600	497,900	446,800	395,700	344,600	303,700	283,300	262,800	242,400
	ヨルダン	700,000	680,000	636,000	611,400	574,400	512,800	451,200	389,600	340,300	315,700	291,000	266,400
	レバノン	630,000	610,000	576,700	555,700	524,300	471,800	419,400	366,900	324,900	304,000	283,000	262,000
		760,000	740,000	690,600	665,000	626,600	562,500	498,400	434,400	383,100	357,500	331,900	306,300
アフリカ	アルジェリア	680,000	660,000	620,200	599,100	567,500	514,900	462,300	409,600	367,500	346,500	325,400	304,400
	アンゴラ	1,000,000	980,000	926,300	898,400	856,600	787,000	717,400	647,800	592,100	564,200	536,400	508,500
	ウガンダ	730,000	710,000	676,400	657,700	629,700	583,100	536,500	489,800	452,500	433,900	415,200	396,600
	エジプト	650,000	590,000	558,600	538,700	509,000	459,300	409,700	360,000	320,300	300,400	280,600	260,700
	エチオピア	750,000	730,000	698,600	678,700	648,900	599,200	549,500	499,900	460,100	440,200	420,400	400,500
	エリトリア	710,000	690,000	658,600	638,700	608,900	559,200	509,500	459,900	420,100	400,200	380,400	360,500
	ガーナ	820,000	790,000	752,800	730,200	696,500	640,200	583,900	527,700	482,600	460,100	437,600	415,100

カーボヴェルデ	830,000	810,000	761,800	737,300	700,600	639,400	578,200	517,100	468,100	443,600	419,200	394,700
ガボン	900,000	880,000	828,400	801,200	760,500	692,700	624,900	557,000	502,800	475,600	448,500	421,400
カメルーン	840,000	820,000	775,500	752,100	717,000	658,400	599,900	541,300	494,500	471,000	447,600	424,200
ガンビア	830,000	810,000	761,800	737,300	700,600	639,400	578,200	517,100	468,100	443,600	419,200	394,700
ギニア	920,000	890,000	846,900	822,200	785,200	723,500	661,800	600,100	550,800	526,100	501,400	476,800
ギニアビサウ	830,000	810,000	761,800	737,300	700,600	639,400	578,200	517,100	468,100	443,600	419,200	394,700
ケニア	720,000	700,000	659,900	637,500	603,900	547,900	491,900	435,900	391,100	368,700	346,300	324,000
コートジボワール	910,000	890,000	840,300	814,200	775,200	710,200	645,200	580,200	528,100	502,100	476,100	450,100
コモロ	590,000	570,000	537,400	518,700	490,600	443,900	397,200	350,400	313,000	294,300	275,600	257,000
コンゴ共和国	900,000	880,000	828,400	801,200	760,500	692,700	624,900	557,000	502,800	475,600	448,500	421,400
コンゴ民主共和国	1,060,000	1,030,000	977,800	947,800	903,000	828,200	753,400	678,700	618,800	588,900	559,000	529,100
サントメ・プリンシペ	900,000	880,000	828,400	801,200	760,500	692,700	624,900	557,000	502,800	475,600	448,500	421,400
ザンビア	680,000	660,000	631,100	612,700	585,000	538,900	492,800	446,700	409,800	391,300	372,900	354,500
シエラレオネ	780,000	750,000	712,800	690,200	656,500	600,200	543,900	487,700	442,600	420,100	397,600	375,100
ジブチ	950,000	920,000	875,100	847,700	806,600	738,100	669,600	601,100	546,300	518,900	491,500	464,100
ジンバブエ	830,000	810,000	771,500	749,000	715,400	659,200	603,100	546,900	502,000	479,500	457,100	434,600
スーダン	920,000	890,000	846,300	820,800	782,600	719,000	655,400	591,800	540,900	515,400	490,000	464,500
スワジランド	590,000	570,000	541,500	522,500	494,200	446,900	399,600	352,400	314,500	295,600	276,700	257,800
セーシェル	670,000	650,000	609,900	587,500	553,900	497,900	441,900	385,900	341,100	318,700	296,300	274,000
赤道ギニア	900,000	880,000	828,400	801,200	760,500	692,700	624,900	557,000	502,800	475,600	448,500	421,400
セネガル	850,000	830,000	781,800	757,300	720,600	659,400	598,200	537,100	488,100	463,600	439,200	414,700
ソマリヤ	770,000	750,000	709,900	687,500	653,900	597,900	541,900	485,900	441,100	418,700	396,300	374,000
タンザニア	710,000	690,000	657,200	637,300	607,600	557,900	508,300	458,600	418,900	399,000	379,200	359,300
チャド	800,000	780,000	735,500	712,100	677,000	618,400	559,900	501,300	454,500	431,000	407,600	384,200
中央アフリカ	840,000	820,000	775,500	752,100	717,000	658,400	599,900	541,300	494,500	471,000	447,600	424,200
チュニジア	570,000	550,000	518,300	500,300	473,400	428,600	383,800	339,000	303,100	285,200	267,200	249,300
トーゴ	870,000	850,000	800,300	774,200	735,200	670,200	605,200	540,200	488,100	462,100	436,100	410,100
ナイジェリア	970,000	950,000	898,600	871,900	831,800	764,900	698,000	631,200	577,700	550,900	524,200	497,500
ナミビア	650,000	630,000	592,500	573,000	543,700	494,900	446,100	397,300	358,200	338,700	319,200	299,700
ニジェール	870,000	850,000	800,300	774,200	735,200	670,200	605,200	540,200	488,100	462,100	436,100	410,100
ブルキナファソ	810,000	790,000	746,600	724,400	691,000	635,300	579,600	524,000	479,400	457,200	434,900	412,700
ブルンジ	770,000	750,000	709,900	687,500	653,900	597,900	541,900	485,900	441,100	418,700	396,300	374,000
ボツワナ	830,000	810,000	766,400	743,300	708,700	651,100	593,500	535,800	489,700	466,700	443,600	420,600
マダガスカル	690,000	670,000	635,200	616,600	588,600	542,000	495,400	448,800	411,500	392,900	374,200	355,600
マラウイ	700,000	690,000	630,900	612,400	584,800	538,700	492,600	446,500	409,700	391,200	372,800	354,400
マリ	840,000	820,000	777,400	754,700	720,600	663,900	607,200	550,400	505,000	482,300	459,600	437,000
南アフリカ共和国	630,000	570,000	541,500	522,500	494,200	446,900	399,600	352,400	314,500	295,600	276,700	257,800
南スーダン	1,120,000	1,090,000	1,030,000	998,000	950,000	870,000	790,000	710,000	646,000	614,000	582,000	550,000

モーリシヤス	690,000	670,000	639,700	620,300	591,100	542,500	493,900	445,300	406,400	386,900	367,500	348,100
モーリタニア	820,000	790,000	756,100	734,300	701,500	646,900	592,300	537,700	494,000	472,100	450,300	428,500
モザンビーク	740,000	720,000	685,800	666,700	638,200	590,600	543,000	495,500	457,400	438,400	419,300	400,300
モロッコ	590,000	570,000	530,400	510,300	480,300	430,200	380,100	330,100	290,000	270,000	249,900	229,900
リビア	840,000	820,000	774,500	749,500	712,100	649,600	587,200	524,700	474,700	449,800	424,800	399,800
リベリア	820,000	790,000	752,800	730,200	696,500	640,200	583,900	527,700	482,600	460,100	437,600	415,100
ルワンダ	780,000	750,000	714,400	692,000	658,500	602,600	546,700	490,800	446,100	423,800	401,400	379,100
レソト	590,000	570,000	541,500	522,500	494,200	446,900	399,600	352,400	314,500	295,600	276,700	257,800

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	コルカタ	円 620,000	円 604,700	円 573,200	円 520,600	円 468,000	円 415,500	円 373,400	円 352,400	円 331,300	円 310,300
	チェンナイ	620,000	603,900	572,400	519,900	467,400	414,900	372,900	351,900	330,900	310,000
	ベンガルール	610,000	589,900	559,300	508,300	457,300	406,400	365,600	345,200	324,800	304,400
	ムンバイ	650,000	614,100	582,000	528,400	474,900	421,300	378,500	357,000	335,600	314,200
	スラバヤ	530,000	498,700	471,700	426,800	381,900	336,900	301,000	283,000	265,000	247,100
	デノンパサル	500,000	482,300	454,100	407,000	359,900	312,800	275,200	256,300	237,500	218,700
	メダン	530,000	512,300	484,100	437,000	389,900	342,800	305,200	286,300	267,500	248,700
	チェンマイ	500,000	482,800	452,600	402,300	352,000	301,700	261,500	241,400	221,300	201,200
	済州	670,000	624,100	585,100	520,100	455,100	390,100	338,100	312,100	286,100	260,100
	釜山	620,000	580,100	543,800	483,400	423,000	362,600	314,200	290,000	265,900	241,700
	広州	700,000	655,000	614,000	545,800	477,600	409,400	354,800	327,500	300,200	272,900
	上海	760,000	704,000	660,000	586,700	513,400	440,000	381,400	352,000	322,700	293,400
	重慶	620,000	580,200	545,200	486,800	428,500	370,100	323,400	300,100	276,700	253,400
	瀋陽	650,000	610,600	573,700	512,200	450,700	389,200	339,900	315,300	290,700	266,100
	青島	640,000	614,600	576,200	512,200	448,200	384,200	332,900	307,300	281,700	256,100
	香港	810,000	748,000	701,200	623,300	545,400	467,500	405,100	374,000	342,800	311,700
	カラチ	690,000	654,800	628,300	584,000	539,800	495,500	460,100	442,400	424,700	407,000
	ホーチミン	520,000	489,500	460,600	412,500	364,400	316,200	277,700	258,500	239,200	220,000
ベナン	470,000	459,400	430,700	382,800	335,000	287,100	248,800	229,700	210,500	191,400	
大洋州	シドニー	630,000	587,900	551,100	489,900	428,700	367,400	318,400	293,900	269,400	245,000
	バース	600,000	581,500	545,200	484,600	424,000	363,500	315,000	290,800	266,500	242,300
	アリスベン	620,000	575,800	539,800	479,800	419,800	359,900	311,900	287,900	263,900	239,900
	メルボルン	620,000	580,700	544,400	483,900	423,400	362,900	314,500	290,300	266,100	242,000
	オークランド	620,000	595,600	558,300	496,300	434,300	372,200	322,600	297,800	273,000	248,200
北米	アトランタ	640,000	596,800	559,500	497,300	435,100	373,000	323,200	298,400	273,500	248,700
	サンフランシスコ	700,000	651,200	610,500	542,700	474,900	407,000	352,800	325,600	298,500	271,400

中東	シヤトル	640,000	598,400	561,000	498,700	436,400	374,000	324,200	299,200	274,300	249,400
	シカゴ	680,000	634,100	594,500	528,400	462,400	396,300	343,500	317,000	290,600	264,200
	デトロイト	620,000	577,900	541,800	481,600	421,400	361,200	313,000	289,000	264,900	240,800
	デンバー	600,000	583,700	547,200	486,400	425,600	364,800	316,200	291,800	267,500	243,200
	ナツシュビル	680,000	628,600	589,300	523,800	458,300	392,900	340,500	314,300	288,100	261,900
	ニューヨーク	790,000	681,100	638,600	567,600	496,700	425,700	368,900	340,600	312,200	283,800
	ハガツニヤ	590,000	573,400	537,500	477,800	418,100	358,400	310,600	286,700	262,800	238,900
	ヒューストン	650,000	601,300	563,700	501,100	438,500	375,800	325,700	300,700	275,600	250,600
	ボストン	680,000	631,300	591,900	526,100	460,300	394,600	342,000	315,700	289,400	263,100
	ホノルル	650,000	606,800	568,900	505,700	442,500	379,300	328,700	303,400	278,100	252,900
	マイアミ	640,000	595,400	558,200	496,200	434,200	372,200	322,500	297,700	272,900	248,100
	ロサンゼルス	720,000	670,000	628,100	558,300	488,500	418,700	362,900	335,000	307,100	279,200
	カルガリー	570,000	550,200	515,800	458,500	401,200	343,900	298,000	275,100	252,200	229,300
	トロント	630,000	589,700	552,800	491,400	430,000	368,600	319,400	294,800	270,300	245,700
	バンクーバー	630,000	590,300	553,400	491,900	430,400	368,900	319,700	295,100	270,500	246,000
	モントリオール	580,000	563,300	528,100	469,400	410,700	352,100	305,100	281,600	258,200	234,700
中南米	クリチバ	640,000	618,100	580,700	518,400	456,100	393,800	344,000	319,000	294,100	269,200
	サンパウロ	700,000	655,300	615,600	549,400	483,200	417,100	364,100	337,600	311,200	284,700
	マナウス	680,000	664,000	628,100	568,300	508,500	448,700	400,900	377,000	353,100	329,200
	リオデジャネイロ	740,000	693,800	653,600	586,500	519,400	452,400	398,700	371,900	345,100	318,300
	レシフェ	670,000	626,200	588,400	525,200	462,100	398,900	348,400	323,100	297,900	272,600
欧州	レオン	530,000	513,700	483,800	433,800	383,800	333,900	293,900	273,900	253,900	224,000
	ミラノ	680,000	636,000	596,300	530,000	463,800	397,500	344,500	318,000	291,500	265,000
	エディンバラ	680,000	657,000	615,900	547,500	479,100	410,600	355,900	328,500	301,100	273,800
	バルセロナ	600,000	584,900	548,300	487,400	426,500	365,600	316,800	292,400	268,100	243,700
	デュッセルドルフ	620,000	576,500	540,500	480,400	420,400	360,300	312,300	288,200	264,200	240,200
	ハンブルク	600,000	579,400	543,200	482,800	422,500	362,100	313,800	289,700	265,500	241,400
	フランクフルト	620,000	578,600	542,500	482,200	421,900	361,700	313,400	289,300	265,200	241,100
	ミュンヘン	590,000	575,400	539,400	479,500	419,600	359,600	311,700	287,700	263,700	239,800
	ストラスブール	630,000	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
	マルセイユ	610,000	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
	ラジオストク	610,000	567,100	534,800	480,900	427,000	373,200	330,100	308,500	287,000	265,500
	サンクトペテルブルク	530,000	513,400	482,600	431,400	380,200	328,900	287,900	267,400	246,900	226,500
	ハバロフスク	610,000	567,100	534,800	480,900	427,000	373,200	330,100	308,500	287,000	265,500
	ユジノサハリンスク	610,000	567,100	534,800	480,900	427,000	373,200	330,100	308,500	287,000	265,500
	トバイ	680,000	653,900	613,000	544,900	476,800	408,700	354,200	326,900	299,700	272,500
	ジッタ	670,000	654,800	619,500	560,700	501,900	443,000	396,000	372,400	348,900	325,400
	イスタンブール	550,000	532,500	500,500	447,100	393,700	340,300	297,600	276,300	254,900	233,600

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号 別											
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号
アジア	ジャカルタ (東南アジア諸国連合)	円 550,000	円 530,000	円 501,200	円 482,300	円 454,100	円 407,000	円 359,900	円 312,800	円 275,200	円 256,300	円 237,500	円 218,700
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	900,000 650,000	760,000 630,000	709,500 586,800	681,100 563,300	638,600 528,100	567,600 469,400	496,700 410,700	425,700 352,100	368,900 305,100	340,600 281,600	312,200 258,200	283,800 224,700
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) パリス (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧州連合)	780,000	750,000	700,400	672,400	630,300	560,300	490,300	420,200	364,200	336,200	308,200	280,200
		1,050,000	880,000	821,600	788,800	739,500	657,300	575,100	493,000	427,200	394,400	361,500	328,700
		920,000	880,000	821,600	788,800	739,500	657,300	575,100	493,000	427,200	394,400	361,500	328,700
		730,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
		680,000	660,000	612,600	588,100	551,400	490,100	428,800	367,600	318,600	294,100	269,600	245,100
750,000	680,000	629,800	604,600	566,800	503,800	440,800	377,900	327,500	302,300	277,100	251,900		
アフリカ	アデイスアベバ (アフリカ連合)	750,000	730,000	698,600	678,700	648,900	599,200	549,500	499,900	460,100	440,200	420,400	400,500

附 則

この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十九年三月二十七日印刷

平成二十九年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F